

招集期日 平成22年10月14日(木曜日) 第3日

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階全員協議会室

開 会 10月14日(木曜日)午前 9時28分

延 会 10月14日(木曜日)午後 5時11分

出席委員 委員長 宮岡治郎 副委員長 永澤美恵子
委員 安道佳子 委員 吉澤かつら
委員 金澤秀信 委員 山本秀和
委員 横田淳一 委員 小島清人
委員 野口哲次

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 市長 企画部長 総務部長 消防長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 都築敏夫 原 篤 秀 男
玉井栄治 鹿山明美
沼井俊明 高橋佐知子

△ 開議の宣告（午前 9時28分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

日程に従い、本日は議案第88号 平成21年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち総務常任委員会所管のものについて審査を行います。

まず、消防所管のものについて消防総務課長より説明を求めます。

なお、決算の概要説明については、新しく事業等を行ったもの、または特別なものについて簡潔に説明願います。

参事兼消防総務課長 おはようございます。それでは、消防所管のものに関する歳入歳出の主な状況につきまして、決算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、決算書30から31ページ、款14使用料及び手数料、項2手数料、目8、節1消防手数料、1検査手数料80万3,650円は、危険物施設等の許可及び完成検査等の手数料36件を受け入れたものです。

次に、71ページ、款21諸収入、項5、目1雑入、28消防団員退職報償金収入508万5,000円は、退団者20名分の退職報償金を消防基金から受け入れたものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。決算書168ページから169ページ、款9、項1消防費でございますが、予算現額15億1,127万8,000円に対し、支出済額が14億9,509万727円で、執行率は98.9パーセントとなっております。

目1常備消防費のうち、大事業、消防用設備等管理費、中事業、修繕費、小事業、車両修繕費の繰越明許1,365万円は、平成20年度から繰越明許とした、はしご車のオーバーホールを実施したものです。老朽化した部品等の交換整備をしたことで、初期機能の維持と高所での消防活動における隊員の安全の確保が図られました。

同じく中事業、自動車等購入費3,143万7,549円は、本署の水槽付消防ポンプ自動車を更新配備したものです。最新の排ガス規制エンジンを搭載し環境に配慮するとともに、資機材の軽量化により消防活動の効率化が図られました。

次に、大事業、消防活動費の1行目、中事業、研修費888万5,915円は、職員の消防学校等への入校委託料や各種講習会への負担金等が主なものでございます。

同じく大事業、消防活動費、2行目、中事業、事務費2,655万2,641円の主なものは、職員の災害活動における安全を確保するため、平成18年度から4カ年計画で開始した防火衣、防火ヘルメット等の整備が平成21年度で終了しました。

次に、大事業、五市消防広域化検討組織運営事業、中事業、五市消防広域化検討組織運営負担金17万円は、昨年10月1日、所

沢市消防本部に五市広域消防準備室広域消防課が設置されました。その設置費及び半年間の事務運営経費を5市で均等割した負担金でございます。

次に、目2 非常備消防費、170ページから171ページをお願いいたします。大事業、消防用施設等管理費の5行目、中事業、自動車等購入費1,179万2,690円は、第1分団第4部豊岡地区の消防ポンプ自動車を更新配備したものです。オートマチックの採用やポンプ装置の電子化により操作性の向上が図られたとともに、チェーンソー等の初期救助資機材を積載し、火災だけではなく震災時における対応力が向上しました。

次に、大事業、消防団活動費の3行目、中事業、事務費633万4,725円の主なものは、消防団員の被服及び個人装備品等が主なものでございます。

次に、大事業、事務費1,051万3,266円は、車両の燃料費、消防団車庫の光熱水費、消防団員福祉共済制度負担金、退職報償基金負担金が主なものでございます。

次に、目3 消防施設費、大事業、消防施設諸工事費の1行目、中事業、防火水槽整備事業462万円は、野田土地区画整理地内に40立方メートルの防火水槽1基を設置したものです。

以上で消防費に関する概要の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入の款14使用料及び手数料、款21諸収入、歳出の款9 消防費

について、歳入歳出一括して質疑を願います。

小島委員 歳出の款9消防費、説明書168ページ、報告書164ページの車両修繕費1,828万4,635円という報告を受けましたが、そのうち1,365万円がはしご車のオーバーホール費ということだと思っておりますが、このことで幾つか質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、はしご車は市内に何台あって、それでオーバーホールしたはしご車の種類、これについてご説明をまずいただきたいと思っております。

警防課長 警防課長の植野です。ただいまのご質疑にお答えいたします。

はしご車の入間市の保有台数は、40メートル級が1台、それと15メートル級が1台の2台でございます。

〔(種類) と言う人あり〕

警防課長 今回のオーバーホールにつきましては、藤沢分署に配置しております15メートル級のはしご車のオーバーホールを実施させていただきました。

小島委員 その2台のうち1台ということだったのですが、では、はしご車のオーバーホールの内容的なものとしてはどういう箇所を直したのか、それについてご説明をお願いします。

警防課長 内容につきましては、はしご車のはしご本体を取り外しまして、はしご本体のワイヤーと、あとそれに付随する部品の整備点検、交換、それとあと、コンピュータ関係の電子機器の基盤等の点検整備、この交換も含まれております。

以上でございます。

小島委員 大変わかりました。

そうしますと、この2台のはしご車に関しては、オーバーホールは何年に1回、大体やるのか。それが国の基準としてあるのかどうか。その辺のことについてお尋ねします。

警防課長 はしご車のオーバーホールにつきましては、国、消防庁で定めております消防ポンプ自動車及びはしご自動車の安全基準というのがございまして、その安全基準によりまして、その基準では製造日からおおむね7年、または、はしご車の運用時間が1,500時間を基準としております。

小島委員 わかりました。ありがとうございます。

続けて、説明書169ページ、報告書165ページの中の自動体外式除細動器整備事業についてお尋ねいたします。

まず、1点、市内循環バス、健康福祉センターバスに設置されたAED、おととい、市内のいろいろなところを見せていただいたときのバスの中を見せていただいたときにAEDが装置されていたのですが、これに関して、消防署として運転手の方に操作講習等を行っているのかどうか。それが年に何回ぐらいあるのかについてお尋ねします。

警防課長 運転手さんにつきましては、既に、1回ですけれども、講習を行っております。

以上でございます。

小島委員 それは、AEDが市内の循環バスには4台ついているということですが、その4台を運営している方たちすべてに対してでしょ

うか、対象者は。

警防課長 すべての運転手の方に講習を済ませております。

小島委員 また、関連としまして、このAEDの装置に関して、公共施設に対してはいろいろ施設場所が標示されておりますが、これが公共、民間を含めてどのぐらい、今、入間市内にあるのかどうか。その辺の把握はされているのでしょうか。

警防課長 市内の公共施設と民間、すべて合わせて197台でございます。そのうち公共施設には108台の配置が完了しております。

以上でございます。

小島委員 それらの197台のものに対して、市民の方への周知等はどのようになっているのか、それについてお聞きしたいと思います。

警防課長 公共施設のものも含めまして、民間も含めまして、市のホームページのほうに掲載してございます。

それと、あと救命講習会等々の折にも、受講者に対しましては、その設置してある場所につきましても、民間のものについても県のホームページと市のホームページを活用して確認をいただくような形で講習会の折等にご説明をしております。

以上でございます。

小島委員 ありがとうございます。終わります。

吉澤委員 決算書の169ページの五市消防広域化検討組織運営事業についてなのですが、現在の広域化に向けての話し合いの状況、どこまで進んでいるのか、お聞かせください。

参事兼消防総務課長 お答えします。

全協でお配りしました実情と課題につきまして、今、各専門部会で検討しておりますので、検討中としか答えられませんので、よろしく申し上げます。

吉澤委員 一応スケジュールも組んで、そういう中で話し合いを進めていると思うのですが、そういう中で協議会あるいは専門部会の中で課題となっている、広域化実施するに当たってハードルとなるような事項もあるかと思うのですが、具体的にどのようなことが今その課題となっているのか、お聞かせください。

参事兼消防総務課長 お答えします。

今、専門部会のほうで検討した内容を一部幹事会のほうに、幹事会と申しますのは、各市の企画課長、それとあと消防本部の次長または消防担当課長が委員でありますけれども、その中で、広域の方式ですよね。例えば一部事務組合にするか、それとも広域連合というのも、ちょっと今検討中ということもお聞きしております。

それと、あと負担金につきましても部会のほうで今検討しておりますけれども、具体的には何も出ておりませんので、答弁はこれくらいにさせていただきます。

吉澤委員 なかなか難しい状況があるのかなと思うのですが、具体的にそのスケジュールに沿ってできる見通しというのはどうなのでしょううか。

参事兼消防総務課長 お答えします。

広域のスケジュールを申し上げますと、今、現状と課題につき

まして各専門部会で検討しております。それに基づきまして、今度は当初の目的でございます広域消防運営計画を策定しまして、来年の9月をめどにその計画を各市議会のほうに議案として提出をいたしまして、議決をいただければ平成24年度末には広域された消防本部が発足する予定となっております。平成24年度末です。

吉澤委員 この広域化に当たって、実際に現場で働くのは消防職員の方々なわけですが、職員からの意見聴取や、あるいはアンケート調査などはしているのでしょうか。

参事兼消防総務課長 お答えします。

職員のアンケート調査は、お話がありましたけれども、やらないことに結論がつけました。

以上です。

吉澤委員 もし広域化されるとしたら、かなり大きい組織となると思えますし、当然今まで別々の組織で、別々の役所で働いていた方々が一緒になるということで、いろいろな混乱、地域もかなり違ってくると思えますし、そういう中でやっぱり職員の不安というものもあると思うのですが、それはなぜやらないということになったのでしょうか。

参事兼消防総務課長 お答えします。

職員の意見につきましては、専門部会のほうで、各市と職員、または消防本部から委員がおりますので、その委員の方が職員の意見を把握して、会議の中でその問題等を提起するという形になっておりますので、アンケートについては、時期もありますけれ

ども、やめようということとなっています。

吉澤委員 入間市だけでも160名前後の方々がいらして、なかなか代表の方がすべてを把握するというのは実際には難しいのであって、やっぱりアンケート調査なり意向調査を聞くべきだなというふうに思うのですが、市民への周知という点ではいかがでしょうか。ホームページ等でお知らせしているのはわかるのですが、それでもやはり皆さん知らないという方が多いと思うのですけれども、その辺の認識をお聞きします。

参事兼消防総務課長 お答えいたします。

市民への広報につきましては、所沢市消防本部のホームページの中に消防広域化のページがありますので、そこへリンクをしていただければ一般の方も閲覧できるような形になっております。その中には消防広域化の内容を詳しく書いてございますので、多分周知はできると思います。

吉澤委員 消防広域化について知っている市民だったら、そのホームページにアクセスして調べたり、どういう状況なのかなというのを見ると思うのですけれども、なかなか一般の方はそこまでまだまだ関心というか、知らないというのが現状だと思うのです。当然やはり最終的には市民の意向というのも反映していかなければならないと思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

参事兼消防総務課長 市民のほうにつきましては、パブリックコメント方式というものが一部の委員から出ておりますので、それについても今後検討して実施できるようにやっていきたいと思っております。

吉澤委員 それから、これは今回負担金という形で計上されていますが、
県からの補助金等はあるのでしょうか。

参事兼消防総務課長 埼玉県から補助金が交付されます。これは消防広域
化の中に事務局を設置してある広域準備室、その事務局に対して
交付金を交付するという形になっております。金額のほうは最高
50万円で、その3分の1という形になっております。

以上です。

吉澤委員 それから、前回お聞きした状況ですと、県内では単独でいき
たいという意向を示しているところや、なかなか話し合いが進まな
いというようなところもあったというお話を聞いているのですけ
れども、現状、また何か変化が、単独でいくというところはその
ままなのか、県内の状況で何かあれば教えてください。

参事兼消防総務課長 お答えします。

まず、埼玉県7ブロックの広域化という形で今検討中ござい
ますけれども、その中で第1ブロックにつきましては、今、吉澤
議員が申しあげましたように、さいたま市のほうは単独で実施を
するという形になっています。

第2ブロック、これは川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市ですけ
れども、こちらも川口市と鳩ヶ谷市の市の合併問題もありますの
で、それからあと、戸田市のほうは単独で実施するという形に、
今のところはなっております。

それと、第3ブロックにつきましては、川越市、東松山市、朝
霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、

ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、川島町、吉見町、嵐山町、ときがわ町と東秩父村ですけれども、こちらにつきましては、現在、広域化は困難な状況ということで聞いております。

続きまして、第4ブロックは、うちのほうの消防本部ですけれども、第5ブロックにつきましては、熊谷市、行田市、秩父市、本庄市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町の構成なのですけれども、こちらにつきましても、まだ広域化についての具体的な話し合いは進んでおりません。

続きまして、第6ブロック、こちらは春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町につきましても、今、積極的に勉強会は実施しているのですけれども、まだ具体的な話し合いはついておりません。

第7ブロックにつきましては、これは加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、騎西町、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、こちらにつきましては、第4ブロックのうちのほうと同じような形で現在準備室も設置をされまして、具体的な広域の内容について検討をしております。

以上が埼玉県内のブロックの状況です。終わります。

吉澤委員 また、済みません、もとに戻りますけれども、広域化されるに当たって今話し合いの最中ということなのですけれども、入間市の中でその分署の配置というのはどういうふうに影響してくるで

しょうか。

参事兼消防総務課長 分署の配置につきましては、現状のままという形になっておりますので。

吉澤委員 その配置しない、ふやさないということよろしいでしょうか。

参事兼消防総務課長 お答えします。

今、まだ検討中でございますので、これから分署がふえる可能性もございますので、まだ今ちょっとお答えできません。

委員長 よろしいですか。

吉澤委員 はい。

金澤委員 本当に毎日、市民の安心、安全のためにありがとうございます。

ちょっと幾つか、3点ほど質疑させていただきます。

まずは、決算報告書の166ページになります。今回の款9、目1の常備消防費のホースの更新についてなのですが、多分いつも要望していてもなかなかホースの更新には予算がつかなくて、こういう緊急の補助金、交付金ですか、がないとなかなかできないというのは現場の方は困っていると思うのですが、今回こういう経済危機対策臨時交付金で活用して更新ができたわけなのですが、これも、これの全体の中での更新の状況。今回は65ミリが260本、50ミリが210本、40ミリが60本というふうになっているのですが、全体の中における更新の状況、またどれぐらい更新ができないのが残っているのか。では、残っているものはどれぐらい古いものなのか、そこらについての概要をお知らせください。

警防課長 ホースの更新につきましては、更新前に消防本部で使用してお

りましたホースが566本ございまして、その566本の中には10年以上経過して15年近いものも消防署のほうで一部修理をしたりしまして、あと耐圧の検査等して、安全であると確認ができたものについては15年ぐらいのものも使用しておりましたので、それも含めて566本ございました。

今回、交付金の事業を採択されまして、今、金澤議員さんがおっしゃったとおり、530本のホースを更新したということで、割合にすれば、ほとんど95パーセントぐらいのものが更新できたということでございます。

それと、その中で、今、10年ぐらいのものまでのホース約180本ぐらいにつきましては、まだ廃棄をせずに、震災等の非常時用として保管をしております。

以上でございます。

金澤委員 そうすると、先に逆に答弁いただいたのですけれども、その530本を更新しましたと。180本は震災用に使えるものは残しておきますと。それは結構なのですが、残りの350本程度の廃棄処分量というのは、これはどのような形になって、業者にどのような形を出して、経費等はどのようになっているのですか。

警防課長 この廃棄したホースにつきましては、職員の手ですべてクリーンセンターのほうへ持ち込みができる大きさ約30センチに切断しまして、それをクリーンセンターへ持ってまいりました。

以上でございます。

金澤委員 ホース等については、これは燃えるごみになるのですかね。た

だ、金具等については、金属なので、クリーンセンターでの受け入れというのがかなり難しいと思うのですけれども、この点についてはどうなっていますか。

警防課長 申しわけございません。その金具の部分につきましては、やはり大量にございましたので、市内の廃棄物の業者さんがございまして、そちらにご協力いただいて無料で引き取っていただいております。

金澤委員 無料でというのは大変すばらしいと思うのですけれども、ある意味、金属で、かなり製品的には有料で引き取ってもらえるのではないかなというふうに、探せば。思うのですけれども、その点についてのご検討はいかがでしたか。

警防課長 ホースの金具の部分がしんちゅうであるとか、アルミであるとか、混合になっておりますのと、あと、その媒体の銅線だとか、いろいろまざっておりますので、これが有料でというような形はちょっと無理だということでございます。

金澤委員 私個人的には、これは探せば、いい金額で引き取ってくれる業者があるというふうに思いますので、今後の研究課題としていただきたいと思いますが、いかがですか。

警防課長 今後の研究課題とさせていただきますと思います。

金澤委員 ちょっとしつこいようなのですけれども、その裁断してしまったものは、すべて耐圧的に問題があったというふうに判断していいわけですか。

警防課長 すべて、もう10年以上のもので、2カ所ぐらいずつ穴があいて、

それを修理して使用していたものでございます。

金澤委員　そういうホース、なかなか無理して使っていただいた職員の方々のご苦勞がしのばれると思います。

では、続けて2番目に移りたいと思います。決算報告書の170ページ目2で非常備消防費のうち女性防火クラブの運営事業についてお伺いいたします。全国的には、この女性防火クラブと並行して女性消防団員さんの活用というのも報告が上がっているのですけれども、飯能市さんでも、この間、新聞記事となっていました。女性防火クラブ自体の活躍を含めて実績というのはかなり私も評価させていただいているのですけれども、今後の女性防火クラブのあり方、また女性消防団員の活用の仕方についてのご見解をお伺いしたいと思います。

参事兼予防課長　参事兼予防課長の橋本といいます。よろしく申し上げます。

女性防火クラブにつきましては、平成10年結成、本年で12年目ということで、今現在25名で活動しております。目的は、高齢者のひとり暮らしの防火安全という形で、皆さんご承知おきいただいていると思いますけれども。今後もそういった形で、地域の安全にということでボランティア活動をさせていただきたいというふうな形では組織づくりをしているつもりでございます。

女性消防団との絡みにつきましては、消防団、団長さん等の判断もございませうから、まだ私どもには正式には話をいただいていません。ですので、女性防火クラブにつきましては、年

々クラブ員を募集しながら活性化を図っていきたいなというふう
に思っております。

以上でございます。

金澤委員 今ちょうどいみじくもおっしゃられたように、女性防火クラブ
の活性化という点で、私もちょっと気になっているところがある
のです。消防団ですと、私自身も経験していますけれども、ある
程度の年齢、10年から大体十数年で大体退団して、若い人の新陳
代謝が図られているというふうに私は理解しているのですが、女
性防火クラブについて、ご熱心な方もなかなかいらっしゃるの
ですが、かなり高齢な方とか、活動面において若干ばらつきがある
ような印象を受けているのですけれども、その点に対するご認識、
また女性防火クラブ、例えば定年制ですね。10年間とか、15年間
とか、そのようなものの、制限と言うと大変申しわけないのです
けれども、目安的なもののご検討というのはされているのでしょ
うか。

参事兼予防課長 お答えします。

おっしゃるとおり、入れかえをしないと、10年たてば平均年齢
が10年上がるという形になりますので、今おっしゃるような形
はありますけれども、ただ趣旨的に、活動的に非常にやりたいと
いう、いわゆるボランティア活動、そういう形をやりたいという
方が非常に強くて、いわゆるそういう志を持って入ってきている
方々ですので、おっしゃるような形で定年制、または年齢で切る
ということは非常に困難な部分もございます。

私どももここで25名のクラブ員さんにできるだけ、活性化ということも含めてクラブ員の募集とか今働きかけていますけれども、ボランティア団体での公募という部分につきましては、これもなかなか難しい部分がございます、やはり枠組みといいますか、そういったところを含みながら入れかえ等について、活性化について検討をしているところでございます。

以上でございます。

金澤委員 先日議会でも、入間市の消防団の募集ですね。それこそメディアを使っての熱心な募集など、PR、私も大変感銘を受けたのです。そのような意味では防火クラブについては若干薄いのかなという意識を持ちましたので、今後検討課題として、活性化によりご尽力いただくように、これは要望させていただきたいと思いません。

最後に、3点目として、同じく決算報告書170ページのうち目3 消防施設費で防火水槽整備事業があります。これについては、事業概要の説明のところで消防施設を計画的に設置するというふうにあるのですが、今後なかなか新設というのは難しいのかなという気はしているのですが、老朽化した耐震性のない防火水槽の更新計画というのは、これはどうなっているのでしょうか。

警防課長 防火水槽につきましては、更新の計画は、ただいまでは区画整理地内に実施計画に設置の計画をのせまして、ここのところは1年度に1基の設置という計画を進めておるところでございます。既存のものを取りかえなり修繕、取りかえも含めてだと思えます

が、そちらにつきましては、現状では新設のものを、水利が比較的手薄になっております区画整理地内に重点を置いて、計画的に設置をしている状況でございます。既存のものについては、漏水等があった場合につきましては、署員の手でできるものは水を抜いて修繕をして使用していると、そういう状況でございます。

金澤委員 おっしゃることはよくわかるのですけれども、老朽化したものについて、水漏れをしていたら、1年間に1回、点検していただいているわけですから、その中で水位が下がっていることについては修繕の必要性があるというのはわかるのです。ただ、あくまでもこれは耐震性の防火水槽の更新というのが必要なのかなというふうに思っているのですけれども、その点に対するご見解というか、危機感というか、いかがでしょうか。

警防課長 防火水槽につきましては、今ご説明いたしたのが公費の部分でございます。その整備につきましては、入間市の宅地開発指導要綱に基づきまして、1,000平方メートル以上の開発をされる事業者の方に防火水槽、耐震性のものを設置していただくようお願いしておるところでございます。その事業主様のおかげをもちまして、昨年度は6基ですか、市内に6基の耐震性の防火水槽を整備することができましたので、今後とも開発される事業者の方に協力をお願いして、1基でも多く設置していただけるようにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

〔(公費の……) と言う人あり〕

警防課長 今、私申しましたのは、市全体の耐震性の防火水槽の整備につきまして、計画的にそれも含めてしておるのですが、公費のものにつきましては、やはり現状では区画整理地内に、手薄のところ計画的に設置をしていく。それが予算的なものもございまして、現状では1基を設置していける状況でございます。

金澤委員 どうもちょっとかみ合っていないのですけれども、要するに私が申し上げたいのは、新規のほうについては計画で1基ということで、しかもまた民間のほうもご協力いただいて、ふえていますよと。それはそれでいいのですけれども、当然それは区画整理地内とか大規模開発で、それだけ防火水槽の需要が増したからふえているだけであって、既存の古い団地、住宅街等についての既設の防火水槽の耐震性の向上についての計画というか、ご見解をお伺いしているのですけれども。

消防署長 署長の竹田と申します。

金澤議員さんのおっしゃる既存の防火水槽につきましては、現状ではまだまだ設置に対して充足率が100パーセントになっていないので、設置を優先させていただいている。だから、既存のといっても、昭和20年代以前とかで防火水槽の容量が18トンとか9トンとか、非常に小さいものも市内に設置がございまして。それにつきましては、先ほど警防課長のほうでお答えしたような形で、付近に公設の防火水槽、要するに公設に寄附採納されるような防火水槽ができた場合には、そのもの自体も必要ないという判断で、あるいは地主さんからの返還の要望等がございまして、その場

合は撤去するような形でやらせていただいています。撤去につきましても、決算書の中には、はっきりしませんが、毎年1基、あるいは2年に1基ということで、小さいものの防火水槽で不良になったものについては撤去しているのが現状でございます。

計画として実施計画等にのせるような形での、建てかえではなくて設置がえみたいなのは、現状ではちょっと消防としてはまだ考えてございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

金澤委員 なかなか予算がそこまで回らないというのが本音ではないかなというふうに思います。

では、最後に、概略として、この防火水槽、入間市消防として目標とする防火水槽の容量、基数もありますけれども、これは充足率という考え方でいくと今現状何パーセントというふうにお考えですか。

警防課長 今お話しございました充足率で表現させていただきますと、充足率につきましては、防火水槽のみでなくて、市内の水利施設すべてを含めたもので、現在84パーセントの充足率でございます。

以上です。

金澤委員 結構です。

山本委員 何点かお伺いをいたします。

まず、1点目が決算報告書164ページ、はしご車の件で、先ほど一部ご答弁ございましたが、先ほどのご答弁の中で、40メートル級のはしご車が1台と15メートル級のはしご車が1台の合わせて2台が市内で今運用されているということでお伺いしました。

市内でも結構中高層のマンションであったり、建築物ふえているかと思うのですが、これ2台で今後とも回していけるものなのか。今現状2台で更新整備されたわけですが、今後増減の必要性が出るのかどうか、ご見解お聞かせください。

警防課長 はしご車の活動につきましては、現在までのお話でございますと、高層の建物で火災等の災害で救助活動を実際に行った事例というのは、過去に霞川団地で1件あったと思いますが、数的には、そう多くはない状況で経過させていただいております。

それで、市内の中高層の建物が毎年建っておるわけでございますが、そういった状況もございますので、今のところでは2台のはしご車で対応は可能ではないかと。

それとまた、先ほど来出ておりました広域化の問題もございまして、広域化のその中でも、そのはしご車の配置等につきましては検討させていただいておりますので、またその結果いかんでは、市内にはしご車の配置が、減ることは決してないと思いますが、ふえるということも考えられるかなとは考えております。

以上でございます。

山本委員 今、広域化の話が出たのですけれども、広域化構成する5市全体の配備状況というのは、これはどうなっているのでしょうか。構成市の中でうちが2台ですけれども、よそさんに比べて多いのか、少ないのか。現状いかがになっていますか。

警防課長 広域の対象になっている市につきましては、入間市と同様でございますので、特にどこが多いということはございません

が、所沢さん2署ございますので、3台ございますが、あとは2台ということで、同様でございます。

以上でございます。

山本委員 では、その点はひとまず了解をしました。

次に、常備消防費のうちの職員人件費についてお伺いします。職員給与費の関係なのですけれども、そもそも常備の職員さんは今何人いらっしゃるって、総務省基準の充足率は幾らになってますか。最新の数字で、この決算期の期末の状況でお聞かせいただければと思いますが。

参事兼消防総務課長 お答えします。

今、充足率につきましては61パーセントでございます。基準のほうで256名、現人員が155名という形になっています。

以上です。

山本委員 当然これも広域化に向かって今進んでおられるので、大きく数を動かさないまま広域化に行かれるのだろうという状況でいらっしゃるのだというふうに理解するのですが、職員の皆さんも結構超過勤務されておられる、24時間勤務されている中で、超過という状況もあるようにお見受けするのですけれども、これ五市消防の負担金と絡んでお伺いしますけれども、広域化して職員さんの数がふえて、現状、広域の応援の中で持ち割りされている部分があるのだというふうに理解していますが、広域化することで職員さんの勤務の負担といたしますか、そういった部分の見通しというのはどういうふうな感触をお持ちでいらっしゃるのか、ご見解を

お聞かせいただいてよろしいですか。

参事兼消防総務課長 お答えいたします。

今、4消防本部で構成しております。それが1消防本部という形になりますと、今まで4消防本部の本部職員が削減をされます。それが実質的に現場活動に行ける職員はふえますので、充足率は上がると思います。

以上です。

山本委員 職員さん、正規の消防士さんの勤務の負担等々も、おおむねポストの張りかえで軽減がされるであろうという見通しをお持ちだということで認識、理解させていただきました。その点はおおむね了解をしました。

あと、非常備のほうの関係で決算書の171ページですけれども、消防団員さんの充足の状況が今そもそもどうなっておられますか。この期末の状況でお答えいただければと思います。

警防課長 平成22年の4月1日現在で定数が303、実員が293で、97パーセントになってございます。

山本委員 これは、他市に比べても充足率が非常に高いというふうに認識をしてよろしいのですよね。確認させてください。

警防課長 はい。おかげさまで、充足率は近隣に比べては高いと認識しております。

山本委員 広域化の話が再三出ているのですけれども、非常備は各市で残るといふような認識でおるわけですけれども、それだけに市民の皆さんとのより密接な部分で消防団の役割というのは重要になる

のだろうなというふうにも認識をするわけです。今97パーセント、ほぼ確保されているという状況ですが、任務というか、役割ですよ。位置づけがより市民に身近なところで重くなるだろうという認識をしている中で、今後の充足の見通しについてのご見解はいかがですか。

警防課長 今後の消防団員さんの充足につきましては、消防団のほうでも例年退団者が平均すると20名ぐらい、その退団者の人数分ぐらいが、やっぱり新入団員20名ぐらい入団していただいております。これにつきましては、各団といたしましては、市民の方に団の存在を理解していただける、活動を理解していただける、それが一番団員さんを確保していく中では重要なことだという認識を持ちまして、団のほうでは広報委員会という、市民の皆さんに団を広報、PRするための組織をつくりまして、そちらで広報紙を、今度も11月1日に区長会のご協力をいただきまして広報紙を回覧させていただくことになっておりますが、そういった広報活動、またテレビCMであるとか、ラジオCM等を制作して、そういった市民の皆さんに団を理解していただいて、団員確保がこのまま高水準で維持できるように活動を行っておりますので、今後とも現状は保っていけるのではないかという認識でございます。

以上でございます。

山本委員 わかりました。結構です。

金澤委員 1点お伺いします。

決算書の171ページの目3 消防施設費のうち、今年度は消火栓

維持管理費負担金1,893万5,477円ですが、平成20年度決算に比べて約210万円ほど上がっていますけれども、この内容についてお聞かせください。

警防課長 この維持管理費につきましては、水道部と協定書を組んでおりまして、その内容につきましては、移設、修繕の調整交付金、内訳は1,200万円と維持管理費、すべて市内の消火栓を点検して維持管理をするその維持管理費と2つに分けてございますが、その維持管理費につきまして平成20年度から外部委託をしたということで、平成20年度が前年度に比べて半減いたしまして、平成21年度につきましては、そこで200万円ですので、大分、率にしても40パーセントぐらいは上がっていると思いますが、それにつきまして水道部のほうの契約の内容でございますので、その業者のほうとの話し合いの中でそうなったものと認識しております。

金澤委員 まさにいいご答弁いただいたのですけれども、その水道部のほうの消火栓の維持管理費の外部委託することによって、事業費を抑えることによって、結果的に消防のほうの支出、繰り出しを抑えることができると。私、実は提案させていただいた本人ですので、大変関心があるのですけれども、そうすると水道のほうで、これは入札等で下げましたと、半減しましたということで、私、喜んだのですが、何でそれがまた上がるのか。また、上がったら上がったなりに、逆に言うと、言い方悪いのですけれども、言い値で払わなければいけないものなのか。その点について消防として何か一言言えないものなのか、その点についてご関係をお伺い

したいと思います。

警防課長 決算額につきまして、平成21年度が200万円ぐらい上がっておりまして、今年度の契約額につきましては、水道部のほうからお話を聞きましたところ、また平成20年度より若干安くなったようでございますが、その辺、その契約につきまして消防のほうから一言ということがございますので、そういったところにつきましては水道部とよくまた協議をして検討していきたいと思います。

以上でございます。

金澤委員 あくまでもこれは市外業者、市外の水道業者を入れてがちゃがちゃやっているわけではなくて、あくまでも市内業者。ある意味、市内業者の仕事がふえていくわけですから、保護、育成に役立っているというの、私、非常にいいことだと思うのですが、余りにもちょっとそういう意味で乱高下し過ぎているのかなという、安定的にしていっていただきたいというのもあるのですが、委託しているお金、繰り出しているお金ありますね、消防のほうから水道部に対して、維持管理ということで、負担金ということで。それが丸々水道業者に出しているわけではないのは、現在も丸々委託費として出しているわけではないのはご存じですよ。

警防課長 水道部のほうには事務費が4パーセントという形で出しております。

以上でございます。

金澤委員 その問題の4パーセントなのですけれども、金額は大きくないのですけれども、これについても水道部のほうに、その4パーセ

ントの根拠が私はよくわからない、存じ上げないのですけれども、これについても節減の方向での交渉をすべきと考えますが、実際やっている内容を聞くと、それほどの内容ではないのですよね。これについても、まだまだ交渉の余地があって、その浮いた分を消防団のほうに回していただくとか、職員のいろいろな整備に充てていただくとか、いろいろな考えがあると思うのですけれども、その点についてお聞かせください。

警防課長 金澤議員さんのおっしゃるとおり、その事務費のところにつきましても、また維持管理の契約の内容等につきましても、今後、水道部と十分に調整、協議させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

消防長 長谷川でございます。

最後に、先ほど金澤議員さんから女性消防団のことでちょっとお話が出ましたけれども、これについてちょっと補足をさせていただきたいのですが、女性消防団員につきましては大変デリケートな部分がございます、今、女性防火クラブ員とのすり合わせということで、今後、消防団長とも話し合いの中で、女性防火クラブ員との情報交換会等を行う予定で、もう日程も組まれております。そんな中で、徐々にその話をちょっと出していこうかなということ、もう消防団につきましては、女性消防団員の確保ということ、その時期に来ているのかなということ、近隣では

入間市と狭山市がまだ女性消防団を結成していませんので、その時期に来ているのかなという認識ではおります。

そして、つい最近、先進地を訪問しまして、女性消防団員の活性化をしているある町を訪れたのですが、大変この町は積極的で、平成16年から結成されたそうなのですが、20代から50代までの女性で、結成当時は20人ぐらいで結成したそうなのですが、現在10名ほどに減ったという部分もございます。それは何でですかという質問をさせていただきました。それについては、詳しい部分はおっしゃらなかったのですが、5年をめぐりに、いわゆる消防団員となると退職金が出るという部分もあったり、そんな部分もあるのかなというような答弁もいただきました。

それから、結成当時はいろいろな職の方、市役所の保母さんであるとか、自営業の方ですとか、いろいろな方々がいまして、その活動が非常に評価されておりまして、寸劇等で各保育所を回って、それで火を使ってはいけないよとか、そういうものを本当に見事なまでの寸劇を25分ぐらい演技していただいたのですけれども、大変我々も感銘を受けまして、あのくらいの意欲があれば、そういう方たちが集まればいいかなと、そういう感じはしたのですけれども、フジテレビ等からも取材が来まして、大分引っ張りだこで、あちこちで公演というか、寸劇をやってほしいというような、そういうことでもございました。

ですから、そういう部分を拝見させていただきましたので、さらにこれから入間市としても、狭山市も同様なのですが、女性消

防団について今後何とか、ちょっとうまくやらないと非常に角が立つような部分がございます。やっていることは女性防火クラブ員と同じような、訪問であるとか、そういう防火啓発という部分をやっていますので、実際にホース持って消火活動とか、そういう部分はないそうです。同じようなことをやるのですけれども、たまたま、いい視察をさせていただきましたので、今後それらを参考にさせていただきながら、何か出発ができるような形で進めていきたいということで思っております。

以上です。

永澤委員 今、消防長のお話の中で気になった点、ちょっと質疑させていただきたいのですが、消防団の定員が303名というのは、これは動かすことができる数なのですか。それとも、この人口によって303名という定員になっているというか、ちょっとその辺の認識がわからないので、教えていただきたいと思います。

消防署長 これは定数条例でございますので、条例を改正すれば動く数字でございます。

それから、303名の内訳につきましても、規則の中で、どこの分団に何名とか、そういう規則ではございませんので、いかようにも303名の中でできるということです。

以上です。

永澤委員 今、今後のことですが、女性防火クラブが女性消防団になってくると、この定数にも非常にかかわってくるのかなと思いますので、微妙なところだと思っておりますので、ここでとどめておき

ますけれども、ちょっと確認をさせていただきました。

もう一つなのですが、非常備消防費の中に当たると思うのですが、けれども、昨年、空き家に対して立入調査をされた件数というのはあるのでしょうか。

参事兼予防課長 お答えします。

空き家につきましては、日常は実際はしていません。苦情、要望等によりまして、火災予防上危険であるというふうなお話しいただければ、そこへ行って立入検査をさせていただくと。ほかは、とりあえず私どもが巡回なり業務なりで出向した場合に発見した場合ありますけれども、今のところはそういうことはございません。ですから、今まで昨年は1件でございます。

永澤委員 今後、この防火上危険であるという空き家に対しての件数とかは把握するおつもりはありますか。

参事兼予防課長 今のところ、火災予防上危険である、確かに市民からの要望等で現場へ行くと非常に、いわゆる管理が不十分という部分が見受けられるのはありますので、必要だろうという部分はございます。ですので、特別、では空き家を今後探しながらという部分ではなくて、日常業務的に、ここは危険だろうという部分があれば、必要に応じて調査、視察等を行っていきたいというふうに思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

永澤委員 結構です。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入の款14使用料及び手数料、款21諸収入、歳出の款9消防費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、企画部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

秘書課長 それでは、秘書課所管のものにつきましてその概要をご説明申し上げます。

まず、歳入決算事項別明細書の78ページから79ページ、款21諸収入、項5、目1雑入、節4雑入、細節99その他の6万9,134円のうち1万5,000円が秘書課分の収入であり、当市が会員となっておりました都市行政研究会が平成21年11月25日に解散となり、解散時点における残余金の精算金を受け入れたものでございます。

次に、歳出決算事項別明細書の86ページから87ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち大事業、有功表彰事業費及び秘書事務費であります。当初予算額810万8,000円に対し、補正第8号で101万9,000円を減額し、補正後の予算現額は708万9,000円、これに対する支出済額は645万6,907円、

執行率は91.08パーセントであります。

このうち中事業、市長交際費につきましては、支出済額132万8,907円で、前年度対比11万3,468円の減額となりました。この市長交際費支出につきましては、市公式ホームページへの掲載、市長交際費の支出に当たっての統一的な支出基準の策定など、その透明性の確保を図ってまいったところであります。今後とも社会通念の変化等に留意するとともに、市民感覚との著しくずれを生ずることのないように常に配慮し、適切な執行に努めてまいります。

以上で秘書課所管の概要説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

広報広聴課長 広報広聴課所管の歳入は4件ありまして、総額で418万3,000円です。

歳入の1件目は、決算書の61ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち備考欄上段の13株式会社テレビ埼玉株主出資配当金の4万4,000円です。そして、2件目が、その下の16入間ケーブルテレビ株主出資配当金18万円です。

続きまして、決算書の73ページの款21諸収入、項5雑入、目1雑入のうち備考欄の下から2つ目にあります54水道企業会計ホームページ管理負担金50万4,000円です。これは、平成19年度から24年度のホームページ再構築費用のうち水道企業会計分として負担した金額です。

同じく雑入で決算書77ページの備考欄、下から3つ目の83にあ

ります有料広告掲載料394万3,000円のうち345万5,000円が広報広聴課分です。有料広告の内訳は、市公式ホームページのバナー広告料と紙媒体である「広報いるま」の広告掲載料の合計です。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。広報広聴課の所管は、決算書の88ページ下段から91ページ上段の広報広聴費です。支出済額は5,314万2,958円で、前年度決算額対比で902万4,154円の減額、率にして14.5パーセントの減額です。広報広聴費につきましては、市民憲章推進費、広報費、広聴費、平和都市宣言推進啓発費の4つの大事業で構成されております。

市民憲章推進費では、実践活動を通して入間市民憲章の普及推進に功績のあった7人と1団体の表彰を行いました。

広報費は、6つの中事業があります。広報紙発行費2,075万3,650円は、前年度対比で298万7,931円の減額、率にして12.6パーセントの減額となりました。減額の主な理由は、「広報いるま」の契約ページ単価が下がったことによるものです。ホームページ管理事業費は、再構築した市公式ホームページを適正に維持管理するための新システムの保守委託料とリース料です。テレビ広報制作費につきましては、平成20年度と同様に15分番組の「ハローいるま」の46本制作及び放送と30分特別番組1本の制作を入間ケーブルに委託しました。

次ページ、コミュニティFM広報放送費につきましては、平成20年度と同様にエフエム茶笛により毎日5回放送の5分間番組、

「広報いるま」の放送をしました。

平和都市宣言推進啓発費につきましては、平和都市宣言の趣旨に基づいて実施する平和祈念資料展、平和バスツアー、広島市平和記念式典への市民派遣事業、平和ポスターコンクール等、また平和を願う講演会を実施しました。なお、当初予算で「いるまガイドマップ」作成費を計上しましたが、最終補正で全額を減額しております。これは、平成21年度に予定していた市内循環バスの路線変更がことしの夏に延期されたことに伴い、作成を延期したものです。

以上が広報広聴課の決算概要でございます。よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

企画課長 それでは、企画課所管のものにつきまして概要を説明させていただきます。

まず、歳入からでございます。決算事項別明細書の34、35ページをごらんいただきたいと思います。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、備考欄の上段になります7地域活性化・生活対策臨時交付金（繰越明許）6,755万7,000円についてでございます。これにつきましては、国の平成20年度の第2次補正予算により措置された交付金です。内容は、地方公共団体における地域活性化に資する事業を速やかに実施するというものでありまして、当市ではプレミアム付商品券補助事業ほか5事業を実施いたしました。このうち、緑の基金への積み立てのみ平成20年度に執行させていただき、ほかの

事業につきましては平成21年度の繰り越しとして実施いたしました。なお、各事業につきましては、それぞれの担当課におきまして執行させていただきました。

続いて、備考欄8 定額給付金給付事業費補助金（繰越明許）22億3,582万4,000円について、これにつきましてはやはり国の平成20年度第2次補正予算で措置された定額給付金事業であります。対象世帯からの申請により給付した金額を全額補助金として受け入れたものでございます。この補助金につきましては、決算事項別明細書の歳出になりますが、102ページ、103ページをごらんいただきたいと思います。歳出で款2 総務費、項1 総務管理費、目21 定額給付金費、大事業、定額給付金給付事業、中事業、需用費として歳入と同額を定額給付金として支出執行させていただきました。5万8,447世帯、14万9,612人に対する給付となりました。この事業につきましては、事務費と合わせ、平成20年度の繰越明許費として処理させていただきました。なお、事務執行に当たりましては、企画課に定額給付金担当を設けまして、事業の迅速かつ円滑な実施に努めさせていただきました。

再度歳入に戻り恐縮でございます。事項別明細書の34、35ページになります。款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費 国庫補助金、備考欄の上段になりますが、10 地域活性化・経済危機対策臨時交付金 2億4,047万2,000円についてであります。これは、平成21年4月に政府が決定をいたしました経済危機対策として地域の実情に応じたきめ細かな事業を積極的に実施する、これを目

的に国の第1次補正予算として創設をされた交付金であります。本市としましては、太陽光発電システム設置費補助事業、これらを初めとする22の事業を計画実施いたしました。このうち、年度内に完了の見込めない2事業を除き、年度内執行分20事業の交付金を歳入として受け入れたものであります。なお、それぞれの事業は、やはり担当課での事業執行とさせていただきました。

続いて、事項別明細書の40から41ページになります。目10、備考欄1特定防衛施設周辺整備調整交付金6,369万6,000円について、これにつきましては防衛施設周辺の生活環境等の整備に関する法律第9条、これにより交付されるもので、加治丘陵里山計画に基づく（仮称）山仕事の広場実施設計、そして保全用地として1万6,976平方メートルの取得に充当させていただきました。

次に、歳出に移ります。決算事項別明細書の92、93ページをお開きいただきたいと存じます。款2総務費、項1総務管理費、目8企画費、備考欄の大事業、男女共同参画推進費1,660万6,693円についてでございます。これにつきましては、第2次いるま男女共同参画プランに基づき計画的な事業を実施いたしました。拠点施設であります男女共同参画推進センターにおいての相談事業、それから啓発事業などを中心に実施いたしました。また、日本女性会議に公募市民を派遣し、報告会を実施いたしまして、市民意識の向上と意識啓発に努めました。

以上が企画課、平成21年度決算の概要とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

財政課長 続きまして、財政課所管の概要をご説明申し上げます。

最初に、青色の冊子、入間市決算報告書により市の全体的な決算状況についてご説明申し上げます。4ページをお開きいただきたいと思います。4ページの上段の表、右端の財政力指数、この最も下の行、平成21年度の財政力指数においては1.024となっております。また、このページの下グラフをごらんいただきますと、財政力の推移が徐々に右肩上がりで上昇していることがご確認いただけるかと思えます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。上段の表、左端の公債費負担比率は公債費が財政構造の弾力性にどの程度影響を及ぼしているかを見るもので、平成21年度は12.1パーセントと、前年度対比1.7ポイント改善をいたしました。

また、その右側の公債費比率は、地方債発行規模の妥当性を判断するための指標でございます。9.4パーセントと、前年度対比1.8ポイント改善をいたしました。

さらに、右端の経常収支比率、これは財政構造の弾力性を見るものでありますが、91.8パーセントと、前年度対比1.2ポイント改善いたしました。しかし、引き続き90パーセント以上と、硬直化からの脱却に課題を残してございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。上段の表、右端の財政調整基金現在高でございます。平成21年度末現在で10億円程度となっております。

また、左端の地方債現在高は平成21年度で281億3,156万7,000円

となり、中ほどのグラフをごらんいただきますと、平成15年度を頂点に徐々に減少して、300億円を切っていることがご理解いただけるかと思えます。しかし、黒塗りの部分の特例地方債残高の割合が大きくなっており、臨時財政対策債の増額による負担が大きくなっていることがご理解いただけるかと思えます。

続いて、資料移りまして、歳入決算事項別明細書により、財政課所管の主な決算概要についてご説明申し上げます。

14から15ページをお開きください。款2 地方譲与税のうち項1 目1 地方揮発油譲与税は、決算額5,798万5,000円であります。この地方揮発油譲与税は、いわゆるガソリン税であり、平成21年度の税制改正により、これまでの道路特定財源から一般財源化されたことにより、地方道路譲与税から名称変更となったものでございます。したがって、改正前の部分は項3 目1 地方道路譲与税として決算額3,981万3,254円となりました。

その上段に戻りまして、項2 目1 自動車重量譲与税は決算額2億6,141万6,000円となり、前年度対比で2,762万3,000円のマイナスとなりました。これは、エコカー減税の影響によるものと考えてございます。この結果、地方譲与税全体では3億5,921万4,254円となり、前年度対比ではマイナス2,270万円、率で5.9パーセントのマイナスとなりました。

次に、14から17ページをお開きいただきたいと思います。款3 利子割交付金でございます。決算額は7,159万6,000円、前年度比マイナス1,668万6,000円、率で18.9パーセントの減となりました。

これは、預金利子の低下等が要因と考えてございます。

次に、款4 配当割交付金は決算額2,730万4,000円、前年度対比マイナス754万9,000円、率で21.7パーセントの減少となりました。これは景気の悪化による企業収益の減少により、上場株式の配当等の支払いが減少したことが要因と考えてございます。

次に、款5 株式等譲渡所得割交付金は、決算額1,461万8,000円、前年度対比258万7,000円、率で21.5パーセントの増となりました。これは、平成20年度の一時期、日経平均株価が7,000円台まで落ち込んだ景気の悪化から徐々に回復し、平成21年度は、一時期、1万円台に回復する状況であったため、上場株式等の譲渡による譲渡益等が増加したものと考えてございます。

次に、款6 地方消費税交付金は決算額12億2,251万円、前年度対比7,675万円、率で6.7パーセントの増額となりました。これは、定額給付金、エコポイント、エコカー減税、補助金などの経済対策により消費刺激されたことによるものと考えております。

次に、款7 ゴルフ場利用税交付金は決算額5,547万4,632円、前年度対比マイナス75万8,455円、率にして1.3パーセントの減となりました。これは、市内のゴルフ場の利用者が減少したことによるものと考えております。

次に、18から19ページ、款8 自動車取得税交付金でございます。決算額1億5,565万円、前年度対比、マイナス1億909万9,000円、率にして41.2パーセントの減となりました。この要因は、エコカー減税の実施による減が主な要因でございます。

次に、款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金は一般に基地交付金と呼ばれているもので、決算額は5,991万4,000円、前年度対比1万7,000円と、ほぼ同額となりました。

次に、款10地方特例交付金のうち項1目1 地方特例交付金は決算額2億3,142万8,000円、前年度対比マイナス1,683万円、率で6.8パーセントの減となりました。内訳としましては、児童手当特例交付金が6,527万3,000円、減収補てん特例交付金が1億6,615万5,000円となっております。

また、項2目1 特別交付金は、減税補てん特例交付金の廃止に伴う激変緩和措置として平成19年度に創設されたもので、決算額は6,603万1,000円で、前年度対比では222万2,000円の増でございます。この結果、地方特例交付金全体としましては決算額は2億9,745万9,000円で、前年度対比ではマイナス2,408万8,000円、率で7.5パーセントの減となりました。

続いて、20から21ページをお開きいただきたいと思います。款11地方交付税は、普通交付税が引き続き不交付となりましたので、特別交付税のみで決算額2億3,989万7,000円となり、前年度対比482万円、率にして2.1パーセントの増となりました。

次に、款12交通安全対策特別交付金は決算額2,485万7,000円、前年度対比67万3,000円、率にして2.8パーセントの増となりました。本交付金は、過去2年間の市内の人身事故発生件数の平均、人口集中地区人口等をもとに交付されます。平成21年度の算定に用いる事故件数は885件で、前年度904件としますと2.1パーセン

ト減少しておりますが、埼玉県全体としての減少率8.7パーセントよりも減少率が低かったため配分率が上昇し、交付額が増加したものでございます。

次に、ページが少し飛びますが、32ページから35ページにかけての款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金のうち、35ページの備考欄、地域活性化・公共投資臨時交付金1億488万円は、国の経済対策補助金によるものでございます。

続きまして、58ページから59ページをお開きいただきたいと思っております。款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち財政調整基金利子収入、公共施設整備基金利子収入及び土地開発基金利子収入は、それぞれ各基金の運用利子収入でございます。

次に、62から63ページをお開きいただきたいと思っております。款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、当初予算で7億円を計上し、年度中の各補正において歳入歳出を精査するとともに後年度の財政負担を考慮し、繰入金の減額に努めましたが、最終的に1億5,400万円の繰り入れとなったものでございます。

次に、項2特別会計繰入金、目10水道事業会計借入金は、国民健康保険特別会計への緊急的な支援のため、水道事業会計から12億円を借り入れたもので、繰り入れたものでございます。

次に、64から65ページ、款20繰越金は当初予算5億5,000万円を計上いたしましたが、平成20年度決算の確定により、決算額は9億5,813万6,153円になりました。

次に、款21諸収入、項3収益事業収入、目1競艇事業収入につきましては、組合からの配分予定通知により当初予算で5,000万円計上いたしました。組合の経費節減等の効果により前年度より1,000万円増の8,000万円となりました。

歳入の最後になりますが、80から83ページにかけて、款22項1市債でございます。当初予算で24億8,693万1,000円を計上しましたが、事業費及び繰越事業の確定並びに前年度からの繰越分を含め、決算額は27億6,807万3,000円となりました。この額は、行革プランの元金償還未満の発行額とする目標に沿ったものでございます。

続きまして、歳出の概要についてご説明申し上げます。90から91ページ、款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費ですが、予算編成、交付税事務及び市債の借り入れ事務に係る経費で、決算額79万2,204円でございます。

次に、92から93ページの目6財政調整基金費は、一般財源からの積み立て及び基金運用による利子を積み立てたものでございます。

続きまして、194から195ページをお開きいただきたいと思います。款11項1公債費、目1元金ですが、公債費は償還計画に基づいて償還しており、決算額は31億760万9,021円で、前年度対比マイナス2億9,171万2,553円、率にして8.6パーセントの減となりました。

次に、款12諸支出金、項2諸費、目1水道事業会計返還金です

が、12億円の借り入れに対する平成21年度の利子を支払うもので、192万円となりました。

次に、目2利子は、市債の一時借入金、繰り替え使用等により5億647万6,428円、前年度対比5,296万9,883円、率にして9.4パーセント減少となりました。

次に、款13予備費でございます。予備費支出及び流用増減欄の2,445万7,000円の減額は、新型インフルエンザ対策などにより緊急に対応する必要が生じた歳出に対し、予備費より充用したものでございます。

続きまして、378ページをお開きいただきたいと思います。(7)の財政調整基金は、年度中の増減は1億5,200万円の減で、年度末残高は10億71万7,000円となりました。

以上で財政課所管の主な決算内容の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

企画部参事兼職員課長 それでは、職員課所管の決算の概要につきまして、歳入歳出決算事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入につきましてご説明申し上げます。職員課所管の歳入につきましては、雑入のみで10件ございます。そのうち主なものを申し上げます。

67ページ、款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入、備考欄の2雇用保険料被保険者負担金456万1,867円、それから73ページ、52地方公務員災害補償基金過年度精算金16万3,633円、それ

から79ページ、88職員手当等過年度返還金39万7,492円、同じく79ページ、99その他の中に代用審査手数料1万6,380円が含まれております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。84、85ページの下段、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち職員課所管分は、予算額23億3,332万4,000円に対しまして決算額23億1,503万574円で、執行率は99.22パーセントとなっております。

事業の内訳といたしましては、大事業別に職員給与費の決算額が22億2,760万6,949円でありまして、特別職給与2人分、一般職給与124人分、再任用フルタイム職員給与1人分、再任用短時間職員給与15人分、嘱託職給与33人分の人件費でございます。

なお、特別職の給与につきましては、厳しい財政状況を考慮して、市長15パーセント、副市長12パーセントの減額措置を講じております。参考でございますが、教育長におきましても10パーセントの減額措置を講じております。また、一般職につきましても、課長職以上の管理職を対象に管理手当を部長職が7万円を6万3,000円に、次長職が5万7,000円を5万3,000円に、課長相当職が5万3,000円を5万円に減額する措置を講じております。この減額措置は平成12年度から実施しております。

次に、大事業といたしまして、87ページの下段でございます人事管理費でございますが、決算額5,673万5,140円のうち、中事業、試験等委託料314万939円につきましては、主査及び管理職の昇任

試験と職員採用試験の委託料でございます。職員採用試験につきましては、平成14年度から平成18年度までの5年間、一般事務職の採用を行わなかったこともあり、受験の年齢要件を満30歳まで引き上げて実施しております。なお、平成21年度は事務職、技術職、これは化学、土木、電気でございます。それから、保育士、消防士の募集をいたしました。

続きまして、89ページ、同じく中事業、パート職員関係費5,058万1,998円につきましては、職員の産前産後休暇、育児休業、病休、欠員等に対応するためにパート職員を雇用しており、その賃金等でございます。

次に、大事業、職員研修費406万1,919円のうち中事業、職員研修事業費は職員の一般研修、派遣研修等を実施したものでございます。

次に、大事業、職員福利厚生費2,662万6,566円ですが、このうち小事業、職員福利厚生費補助金1,058万1,953円につきましては、職員予防健診助成金、人間ドックでございますが、84万1,953円、職員福利厚生事業助成金218万円を補助いたしました。

同じく小事業、福利厚生事業費809万9,152円につきましては、産業医賃金、こころの健康相談のほか、新型インフルエンザ対策として消毒用アルコール、マスクの各施設への配置など、職員の福利厚生事業に要した費用でございます。

以上が職員課所管の事務事業でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより企画部所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳入の款2 地方譲与税、以下交付金が10個並びます。款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金、款8 自動車取得税交付金、款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金、款10 地方特例交付金、款11 地方交付税、款12 交通安全対策特別交付金についての質疑を願います。

小島委員 質疑を1つさせていただきたいと思います。

説明書の14、18ページ、そして報告書の15、16、18ページの中から、まず一つ、款2 地方譲与税、項1 地方揮発油譲与税並びに項3 地方道路譲与税の中のガソリン等の消費に関してはどのぐらいの費用があったのか、それについてお尋ねしたいと思います。

〔(増減) と言う人あり〕

小島委員 失礼しました。増減について、歳入の増減についてお尋ねしたいのですが。

財政課長 ガソリン等の消費ということでよろしいでしょうか。

小島委員 はい。

財政課長 ただいまご質疑の地方譲与税の中では、まずガソリンに関する項目としましては、地方揮発油譲与税、そして地方道路譲与税の、これは一般財源化に伴う改正前と後の部分でございまして、この合計がガソリン消費による動向ということになります。これにつきましては、ただいま計算をしたいと思いますので、ちょっと時間いただきたいと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

委員長 会議を再開いたします。

財政課長 大変失礼いたしました。この2つの項1と項3の、まず平成20年度の決算額でございますが、9,288万円でございます。そして、平成21年度の合計額が9,779万8,254円ということでございます。したがって、500万円程度の増額ということでございます。以上でございます。

小島委員 ありがとうございます。

それで、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、項3地方道路譲与税、一般財源化されましたが、予算編成に対する影響はあったのか、ないのか。

財政課長 先ほど概要説明の中でも、道路特定財源が一般財源化されたという税制改正、ご説明をさせていただきました。この点に関しましては、今ご質疑のとおり、地方道路譲与税にかかわる部分、そして自動車取得税、こちらにかかわる交付金の部分、こちらの2つに大きく影響を及ぼしているということになります。しかしながら、平成21年度の交付金額としましては、一般財源化されことによる計算式、こういったものは全く変わっていないということになります。したがって、金額的には税収に伴う平成20年度と同様な計算式に基づいて交付されたということで、金額として

は大きく影響はないということでございます。

ただし、一般財源化する議論というのは、もっと全国レベルの中で、例えば地方に無駄な道路が多いですとか、そういった国の道路特定財源、特別会計、こういったものの議論の中でその特別会計が廃止されてきたという流れがございます。

これが地方にどういう影響を及ぼすかというところで、平成21年度においては、特に金額的にも、また入間市の道路事業というのが、投資的事業の大体30億円ぐらいで推移している状況の中で、大体7割ぐらいは道路に絡むものであろうというところからすると、道路に関する投資的事業に対する財源としては、今回の金額からして恐らく二、三億円の金額ですので、当然のことながらその一般財源化されたからといって別に回すような余裕はなく、これまでどおり道路に充てていくものになるのではないかと考えてございます。

ただ、国においては、これが特別会計から地方に対する配分する特別会計が廃止されたということで、一般会計からその分を手当てするということになりますので、毎年の予算編成において地方へのこういった金額が上下していくということになりますので、市町村としましては、安定的に道路特定財源であった金額がこれまで以降も確保されるのかという危惧がございますので、その点については今後も推移を見守っていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

小島委員 ありがとうございます。

金澤委員 私自身も今の質疑、使途制限の解除に伴って振りかえ等が検討されたのかどうかという質疑しようと思ったのですが、今の質疑でおおむね了承したのですが、問題は、よく木下市長も怒っていらっしゃのですけれども、一般財源化とか、ひもつき交付金の廃止とか含めた中で、結局は地方いじめではないかというような話があると思うのですけれども、先ほど言った2つ、自動車重量譲与税と自動車取得税交付金の見直しによって、減収補てん特例交付金で手当てするとお話しになったのですが、これは数カ年にわたって補てんされるのですが、実際の手当て率は100パーセント手当てされるのですか。

財政課長 まず一つ、一般財源化されたものについて減収補てんという部分については、一般財源化されたことによっては特に補てんはされていない。要するに、一般財源化されたことによって税率を変えたわけではございませんので、その分については特に問題はないと思っております。

今回、先ほどご説明したとおりエコカー減税ですとか、そういった減税に対する補てんというものはございますが、一般財源化についてはないということでお答えさせていただきたいと思えます。

金澤委員 ちょっと質疑が悪かったですけれども、そのエコカー減税等で減収していますよね。

財政課長 はい。

金澤委員　それで、この減収補てん特例交付金で補てんするのですが、それに対する手当て率がきちんと補償されるのかどうか。100パーセント。それをちょっと確認したいと思います。

財政課長　まず、エコカー減税に関して簡単にご説明申し上げますと、この自動車取得税と重量税、市になりますと自動車取得税交付金と自動車重量譲与税、これにかかわる部分が車の車種によって、例えばハイブリッドカーであれば全額免除ですとか、多少環境のいいものですと、75パーセント、50パーセントの減税がされるという制度でございます。当然のことながら、そうなると地方に回る部分が少なくなってくるという部分で、補てんされた部分としましては、自動車取得税、こちらについて、先ほど減収補てんということなのですが、これが国からは地方特例交付金の中で自動車取得税のエコカー分、こちらが補てんをされているということです。まず、この自動車取得税については、おおむね同額ではございますが、やはり国の予算枠の中で抑え込むという措置がとられましたので、来るべき金額から約90パーセント程度ということで、マイナス10パーセント程度は全国調整がされているということでございます。

また、一方、自動車重量譲与税に関するエコカー減税の減収ということではございますが、これについては特に補てん措置というものについては国は平成21年度措置されていないということではございますので、この点については地方としても非常に不満に思っております。市長会を通じて、これらのところを要望書という

ことを出しております、平成22年度から多少その配分率といたしますか、地方と国の配分率の見直しの中で今検討されているやに聞いてございます。

以上でございます。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、次に移ります。

次に、款15国庫支出金、款16県支出金についての質疑を願います。

ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、次に款17財産収入、款19繰入金、款20繰越金、款21諸収入、第22市債についての質疑を願います。

小島委員 款17財産収入、説明書の58ページ、59ページ、そして報告書の26ページをお願い申し上げます。その中の款17財産収入という部分がございます、これはフライト入間のことではないかと思うのですが、その中で初めて信託配当金が617万7,000円を受けられ……

委員長 小島委員、失礼します。この件は総務部管轄のようでして、企画部所管の審査の対象にはなりません。

小島委員 失礼しました。

金澤委員 決算報告書の30ページをあけていただきたいのですけれども、このページに一般会計等の現金、基金の運用益の状況が書いてあ

ります。問題は、この表の下、真っ白ですよ。何も書いてありませんね。平成20年度、平成19年度を見させていただくと、財務運用効率についての記載があります。今回なぜ落とされたのか。平成19年度は0.0026と、かなり低かったのですが、平成20年度が0.0141パーセントになっています。なぜことし落とされたのか。落とされた理由と、では平成21年度はどうだったのか、その点についてお伺いいたします。

財政課長 まことに申しわけございません。ただいま、その点については少しお時間をいただいて調べさせていただければと思っております。

企画部長 申しわけありません。こちらの所管が会計課になりますので、そちらでよろしくお願いたします。

金澤委員 わかりました。

小島委員 款22の市債について、説明書の80ページ、81ページ、それで報告書の28、29ページの中で、平成21年度の市債の利率は何パーセントから何パーセントぐらいであったのでしょうか。

財政課長 お答え申し上げます。

平成21年度の起債の借り入れに関しましては、全部で17件の件数がありました。おおむね1.5パーセント前後で借り入れを行っているところでございます。

以上でございます。

小島委員 今、この17件というのはこの近年と思うのですが、2パーセントより高い利率での市債はどのぐらいあるものなのでしょう。

うか。

財政課長 まず、パーセンテージごとにお答えしたいと思います。2パーセント台が26件、3パーセント台が5件、4パーセント台が13件、5パーセント台が8件、6パーセント台が10件、全体では177件中の件数でございます。

以上でございます。

小島委員 そうしますと、大分利率の高いものもありますけども、これを繰上償還するようなお考えがあるのかどうか。

財政課長 昨年度においても、国において公的資金の繰上償還というものが経済対策の中で出されてございます。しかしながら、入間市の場合は平成21年度に関しては、それができるところが財政力指数が1パーセント未満ということで、交付団体に対する繰上償還は認めるよという制度でございまして、まだ平成21年度に関しては入間市不交付団体であったということで対象とならなかったということでございます。

現在、2パーセント以上の利率の債務に関しましては、ほとんど公的資金から借りているものでございますので、この制度を活用しない限り、なかなか繰上償還はできないという状況でございます。

以上でございます。

小島委員 そうしますと、公的資金から借りていても、違約金を払ってでも繰上償還をしたほうがいいのかもありませんか、この辺に関してどうお考えなのでしょうか。

財政課長 補償金と申しますのは、残存の期間の利息分を合わせて補償金とするということをございまして、これを単年度で繰上償還をするという方式になりますと、当然のことながら単年度に集中をするということになります。例えば、それが市の現金でお返しできる状況であればそれも可能かと思いますが、他団体においても繰上償還が可能な団体であったとしても、借りかえをして繰上償還をしているという状況がほとんどのございしますので、これらのことを考えますと、やはり補償金が増除されないとそのメリットというのは少ないかなという状況のございます。この公的資金の繰上償還に関しましては、やはり対象となることが実施における前提かなというところで考えてございます。

以上ございます。

小島委員 ありがとうございます。

山本委員 今の関連で臨時財政対策債の借り入れについてお伺いしたいのですが、総額で17億3,300万何がしということで調定されているかと思ひますけれども、決算報告書の29ページ中段を拝見しますと、そのうちの14億1,900万円が財務省の財政融資資金、昔の財投ですよ。先ほど来、利率の話が出ましたけれども、一般論としてお伺ひしますが、この旧財投資金の利率は縁故債の市中金利より高いのではないですか。その辺、いかがなっていますか。

財政課長 ただいまの財務省公的資金からの借り入れに関しましては、利率が1.4パーセントございます。これは20年の償還期間という

ことでございます。一方、市中銀行から借り入れている部分にしましては1.57パーセント、これは償還期間が15年でございます。この割り当てでございますが、臨時財政対策債17億円程度、上限額と設定された中で、基本的には臨時財政対策債は地方交付税にかわるものですので、市としてはどの歳出に充ててもいいということでございますが、その中の借り入れの公的資金の受け入れとしまして、例えば建設事業の補助事業に関する市の裏負担分、これについては公的資金で受け入れますよという条件を入れています。したがって、それに見た部分が1.57パーセントで公的資金から借り入れた分と。それ以外の部分については、市中銀行、いわゆる一般的な歳出に充てるという部分については市中銀行から借り入れてくださいということで割り振られますので、これについてはやむを得ない措置かなということで考えてございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

山本委員 はい。

委員長 ほかに質疑ありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、次に歳出についての質疑に入りますが、以降は歳出に関連する歳入の質疑についても許可いたします。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目2広報聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費、目8企画費、目10基地対策費、目21定額給付金費に

ついでに質疑をお願いします。

小島委員 款2、目1一般管理費、説明書の89ページ、そして報告書の44、45ページの中で、44ページの小事業の職員健康管理費506万9,055円の中で幾つか質疑させていただきたいと思います。

この中で、担当者への特定業務者の予防接種はどのようなケースによって行われているのか、その辺をご説明いただきたいと思います。

企画部参事兼職員課長 ただいまご質疑の職員の予防接種でございますが、内容といたしますと、破傷風予防接種とB型肝炎予防接種の2種類を接種しております。破傷風予防接種につきましては、対象者、土壌及び廃棄物の取り扱いに関する職員ということで、具体的には道路関係の職員とか、それから廃棄物、総合クリーンセンター関係の職員、このような者を対象に接種をしております。

それから、B型肝炎予防接種につきましては、医療、それから救急業務等に従事する職員ということで、医療につきましては健康福祉センター、それから救急業務につきましては消防職員、このような者を対象に接種いたしております。

以上でございます。

小島委員 大変ありがとうございました。

今、破傷風とB型肝炎、2種類ということなのですが、今、外来動物でハクビシンだとかアライグマ、狂犬病の病原菌を持っているものもあるということが意外に報告されておりますが、それについて狂犬病等の予防接種をするような業務に関しては、職種

の方で狂犬病の予防接種をするようなお考えがありますでしょうか。

企画部参事兼職員課長 これ以外に狂犬病予防接種についてどうかというご質問でございますが、野生動物に関係する職員ということになりますと、みどりの課の職員が関係するのかなと思います。それから、それ以外に、例えば狂犬病の予防接種の事務を行っている環境課、それからそれ以外にも臨宅徴収とか、税務調査とか、臨宅で戸別に調査等に伺う職員が個人のお宅にお邪魔するときに飼い犬にかまれるという危険性もございますので、これらも含めてということでお答えさせていただきますが、基本的には事前の予防接種については現在考えてございません。と申しますのは、もしかまれた場合には、事後ですけれども、その後の治療と、それから破傷風の予防の注射をするということに対応できるというふうに聞いておりますので、そのような対応をさせていただいております。もし、かまれた場合には、今度、勤務中でございますと公務災害ということになりますので、予算措置はございませんけれども、その場合には公務災害補償基金からの医療費の支出という形になりますので、そちらでの対応によって対応させていただくということになっております。

以上でございます。

金澤委員 決算報告書の40ページのうち、総務管理費のうち職員給与費についてお伺いします。平成21年度末現在で、これはラスパイレス指数は幾つになっているのでしょうか。

企画部参事兼職員課長 101でございます。

金澤委員 別に給与、高ければいい、安ければいいというわけではないのですが、職員課として目標値というのは置いているのでしょうか。あくまでも人勧等、勧告に従って粛々とやるというような考え方なのか。それとも、ある程度、市としての目標値があるのかどうか、確認したいと思います。

企画部参事兼職員課長 ラスパイレス指数というものに対しての目標値というのは、特に考えてございません。ただ、ラスパイレス指数が国の職員との比較という中で、やはり今、101ということで申し上げましたけれども、若干、高いとはいってもほとんど国と同レベルというふうになってございますので、現状とするところのくらいのかなというふうに考えております。

ただ、また低ければいいのかというと、これも、もちろん人件費としては低い分が、その分、事業に回せるということもございますけれども、近隣市と比べて特に低いということは、今度は逆に、ここで職員の採用試験等も実施させていただいておりますけれども、優秀な職員がみんな他市に行ってしまうというものもどうなのかということで、業務に見合った人件費ということで考えてございます。

以上でございます。

金澤委員 ここで触れるのが適切かどうかわからないのですが、たまたま先日、会派で視察に行ったところの香川県の指数が96パーセント台ということで、非常に努力されているというのがわかっ

たのです。ただ、安ければいいというのは、ちょっとまた問題があるとは思いますが、その意味で大事なのが、やはりメリハリをつけるということだと思のですが、勤勉手当等、メリハリがなかなかつかないという問題があるのですが、その点について今後どうされるのか、確認したいと思います。

企画部参事兼職員課長 職務に応じた給与体系ということにつきましては、平成19年度に給与構造改革がございまして、これまでの給与体系から国の給与体系が大きく変わった。これに合わせて市のほうでも変更させていただいております。この場合には、昇任昇格した場合に、その都度、昇格メリットが含まれるという形で、勤務に合わせてその状況が大きく変わるというような給与形態になってございます。したがって、勤務成績が昇任昇格に影響する、その影響した結果が給与に反映していくと、このように考えております。

以上でございます。

金澤委員 ちょっと納得できない。勤勉手当のメリハリ、民間では当たり前のことなのですけれども、頑張っている人と頑張っていない人、やっぱり差をつけていかないと、いろんな手当が削減されると、職員の意識向上というのは、意欲がわいてこないというのは、人間だったら当たり前だと思うのですが、この点についてはさらに研究課題としていただきたいというふうに思います。

続きまして、報告書43ページになりますが、職員の採用試験なのですけれども、これについては私も一般質問の中で取り上げさ

せていただいたのですが、昨日も平成23年度の採用試験あったと思うのですが、平成21年度に比べて何か変更点はあったのでしょうか。というのは、特にお聞きしたいのは、1次試験、筆記試験における試験の採点の仕方について取り上げさせていただいたのですが、その点、何か変化あったでしょうか。

企画部参事兼職員課長 特に採用について、1次試験の反映ということでございますけれども、現在当市では、まず1次試験で、ご存じの教養試験と、それから性格試験、クレペリン検査等を行っております。これらの試験で基準点以上だった者、一定数以上だった者に今度は2次試験ということで、論文、それから面接試験を受けていただくと、このような形になっております。

一般質問の中でというお話もございましたので、一般教養試験等につきましては、大卒と短大と、それから高卒と、そのような形で受けていただいておりますけれども、基本的には外部の業者の試験を使わせていただいて、その中で一定レベル以上の者の中から成績順という形にさせていただいております。

ですから、それぞれの卒業というのでしょうか、例えば大卒でも、短大卒でも、高卒でも、一定レベル以上のある者もであれば、同等の比較をさせていただいている、このようにさせていただいております。

以上でございます。

金澤委員 ちょっとご認識が違うのですけれども、私が前回取り上げさせていただいたのは、高卒の受験者の場合には絶対的な母数が足り

ないので、今までのような単純な偏差値、幾つ以上というやり方では正確性は出ませんよというような話をしたのです。その点についてご認識ありますか。

企画部参事兼職員課長 今、試験につきましては業者の試験ということで、これは全国の統一試験という形で業者のほうで実施しておりますから、一定レベル、その偏差値試験も当市の場合には、例えば高卒の受験者の人数は少ないのですけれども、全国的に見た場合には数が相当多くなっております。その中での分布という形の中で判断をさせていただいておりますので、それなりに母体というのでしょうか、その人数も多い中で判定されていると、このように考えております。

以上でございます。

金澤委員 今の話、ちょっと初耳だったので、また改めて別個、地方公務員全体での中の偏差値を出しているという話なのですか。ちょっと前回、議会での答弁と違ったので、それ間違いないですね。

企画部参事兼職員課長 比較とすると、当市の中の職員ですけれども、ただ、分布としますと全体の中での、これは当市の中だけではなくて、全体の試験の中での分布も見えて判断しております。

以上です。

金澤委員 その点については、また改めて確認させていただきたいと思えます。

続きまして、報告書43、44ページになりますが、職員研修についてなのですが、平成20年度以前に比べてこの項目の中で職員研

修という項目がなくなっています。これはどのような理由で落とされたのか。まず、その点、確認したいと思います。

委員長　　ここで暫時休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長　　会議を再開いたします。

企画部参事兼職員課長　平成20年度にやった職場研修につきましては、接遇向上等を目標に各職場で研修を進めていただく内容の事業でございましたが、平成21年度に事業の再構築を行いまして、平成21年度は行政事務改善運動という形で実施をさせていただいて、これを所管課を企画課のほうで所管をとという形になっておりますので、この部分から削除させていただいたものでございます。

金澤委員　おっしゃることわかりました。では、企画のほうで行政事務改善運動の実施状況ですね。どのように盛り上がっているのか、お尋ねしたいと思います。

企画部副参事（総合政策担当）　では、私のほうから行政事務改善制度についてご報告をさせていただきたいと思います。

この制度につきましては、従来の職場研修で行われておりました事務改善運動、これに新たに改善改革に積極的に取り組む職員の育成、あるいは職場風土の醸成、こういった視点を盛り込んだものでございます。内容といたしましては、全庁的な改善意識の醸成と改善活動の活性化、こういったものを図るためです。業務

改善報告、それから職員提案、こういった2つの制度に取り組んだものでございます。

業務改善報告につきましては、企画課のほうで実施要領を定めまして、業務改善推進活動として実施をさせていただいたものでございます。平成21年度につきましては、試行期間ということもございまして、1月から3月にそれぞれの職場で業務改善活動に取り組んでいただいた、こういったことでございます。活動の報告結果といたしましては、63の課で延べ73の改善活動に取り組んでいただいた、こういった内容になってございます。

以上です。

金澤委員 先ほど言ったような業務改善提案については、もともと前から制度ありましたよね。結構な金額なのに、ほとんど応募が少ないということで、もったいないなという、トヨタの改善を見習ってというような話は以前も別な場所で、副市長でしたか、お話ししたと思うのですが、その業務改善提案に含めて73件の中で目立ったものって何かありますか。

企画部副参事（総合政策担当） それぞれの課で、例えば従来から行われているような窓口における接遇向上、こういったものも取り組んでいるものもございしますが、それぞれの職場の状況がかなり違うということで、場所によっては文書の処理、管理の効率化、こういったものもございまして、あとはトラブル、問い合わせに対応する迅速な対応方法、こういったものを構築しているというようなものもございまして。また、明るい職場づくりですとか、すっき

りわかりやすいパンフレットの作成、それぞれの課がそれぞれ従来の改善を進めて、いろいろなものに取り組んでいると、こんな状況でございます。

金澤委員 最終的に、例えば年間で1年間の大賞という、表彰制度ではないのですけれども、こういう横の情報交換というのは電子掲示板等使ってなされていると思うのですが、何か職員、市の中でそういう大賞的なものをつくって盛大に表彰するというような、やる気を引き出すという意味で、そういう企画というのは考えられていないのですか。

企画部副参事（総合政策担当） 現在のところ、そこまでの取り組みは考えてはございません。それぞれの課で行っている取り組みについては、庁内のポータルサイトに掲載をして、すべて見られるようになってございます。

以上です。

金澤委員 今後、やる気を引き出すという意味で、年間を通して大賞を何かつくって、市長賞でも企画部長賞でも結構ですけれども、何か企画部長のポケットマネーで金一封でも出していただければというふうに思います。

では、ちょっとテーマを変えまして、決算報告書の中で、関連して、今、特別研修の中で安全運転研修というのがあります。これについて以前取り上げさせていただいたのですが、やっぱり公務員だけではないのですけれども、飲酒運転等がいろいろと新聞でも年間を通して問題になっているのですけれども、以前、取り

上げさせていただいたときには、免許証の現物確認をしてくださいというようなお願いをさせていただきました、それまではちょっとしていなかったということだったので。

今お話を聞いたところ、年1回のような気がするのですけれども、これについてはもうちょっと頻度を上げて確認をして、万が一にもそういう問題が出ないようにするというような考えられるでしょうか。

企画部参事兼職員課長 職員の免許証の状況につきましては、年1回、議員さんのおっしゃるとおり、自己申告の面接の中で現物を確認させていただいております。年1回だけでは少ないのではないかと
いうご意見ですが、これにつきましては前向きに検討させていただきたいと思います。

金澤委員 それに関連しまして、自分自身も経験があるのですが、飲酒運転はしないのです。ちゃんとタクシー、代行車で帰るので
すけれども、かなり飲み過ぎた翌朝ですね、翌朝に飲酒がどうも残っていて、地方に行くと厳しい警察だと、朝の通勤の途中で検問をやるというような話もあって、かなりの確率でひっかかっているという話も聞いたのです。そのような意味で、朝、車を借り
る方、庁用車を借りる方については、また頻繁に外に出られる、臨宅徴収等、出られる方については、朝の出勤時にアルコールチェックをするというような考え方というのはあるのですか。

企画部参事兼職員課長 現在のところ、そのような予定はございません。

以上です。

金澤委員 問題意識もないということですか。

企画部参事兼職員課長 それにつきましては、庁用車を管理している部署が総務部の管財課という部署になりますので、そちらのほうと調整をさせていただいた上で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

金澤委員 それでは、よろしく願います。

あと、1問だけいいですか。

委員長 はい。

金澤委員 報告書の45ページになるのですけれども、職員の心の健康ということがやっぱり本当に問題になっているというふうに思います。長期療養ということで余儀なくされて、大変職員の方の家族も同じような苦しみを受けているというふうに思うのですけれども、そのカウンセラー制度が本当に機能しているかどうかというのはたびたび取り上げさせていただいているのですけれども、そのカウンセラーの方が市庁舎に来て、何か悩み事がある人は言ってくださいというような、そういう制度、本当にそれが有効なのですかということは取り上げさせていただいたのですが、この点について見直しか何かされましたか。

企画部参事兼職員課長 こころの健康相談につきましては、希望者に相談に来ていただく以外に、それぞれ、例えば昇任昇格があって、また新しい職場等にあった場合、もう一つ、例えば新規採用職員等、大きく状況が変わった者を対象にこころの健康相談の受診という

か、相談を割り振りをさせていただく中で充実を図っております。

人数につきましては、平成20年度の相談者が89人に対しまして、平成21年度112人ということで相談件数もふえている、このような状況でございます。

以上でございます。

金澤委員 なかなか自分自身で行ける人はいいのですよね、行ける人は。問題は行けない人、そこまでいってしまっている人が問題だというふうに思うのです、心の病というのは。そういう意味で、正直言って精神的な問題で長期療養する部署というのは、残念ながら、ある程度特定されているわけですよね、どこの部とは言いませんけれども。そういうような部に関しては、例えば年1回の心のカウンセリングを市の依頼先、委託先ではなくて、自由にどこでもいいから、逆に言うと市内近郊だと嫌がるという人もいますので、どこでもいいから受診してきてくださいという、ある程度義務化するような形にしないと、そういう不幸な例がなかなか根絶しないのではないかと思うので、そのような検討というのはできないものでしょうか。

企画部参事兼職員課長 ころの健康相談につきましては、庁舎の中に設けておりますので、受診しづらいという職員もいるのかなという、そんなところも受けまして、埼玉県の市町村職員共済組合、健康保険の団体でございますけれども、そちらの中でも心のカウンセラーでしょうか、そういう相談窓口を受診することができるという形になっております。

それから、そのほかに労働安全衛生の委員会の中でも、そんな取り組みを行いまして研修等を実施するとともに、飯能市にございます駿河台大学の心理学の、やはりメンタルの相談部門がございまして、そちらにも協力をいただいて、窓口をいろんな形で多く設けて、極力相談しやすいような取り組みをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

金澤委員 繰り返しになるので、これ以上言いませんけれども、先ほど言った一歩前進して、庁舎内だけではなくて外に広がっているというのは大変一歩前進だと思えるのですけれども、共済組合とか、つながりのあるところではなくて、全く自分が飛び込みでも都内のそういう心療内科に行けるような、本人が本当に行きやすいところの受診をある程度義務化することによって、行っているから、受診したから、ちょっとあいつは危ないのではないかとか、そういうようなことがないように、義務化してしまうというようなところまで踏み込んでご検討いただければというふうに、これは要望にとどめさせていただきたいと思います。

以上です。

吉澤委員 職員の定数管理なのですけれども、平成21年4月で1,039人ということで、以前からですけれども、行政改革長期プランの前期実行計画の目標で平成22年4月の1,055人は前倒しで目標が達成されているという状況ですが、平成22年4月1日付の職員の数を教えてください。

企画部参事兼職員課長 1,035人でございます。

吉澤委員 前年に比較して、また減っているということなのですから、この計画よりも前倒しで目標が早く達成されて、さらに減っている要因というのは何でしょうか。

企画部参事兼職員課長 職員数につきましては、基本的には定数に合った採用をとということで心がけております。ただ、定数を確保すべく採用を進める中で、その後に急な退職等があったり、また採用を予定していた職員が採用ができなくなったりということで定数が埋まらないというケースになっている次第です。

以上です。

吉澤委員 それで、今、多分早期退職などもふえているのかなというふうにも思いますし、予定外に退職される方も多いということだと思っております。資料で超過勤務の状況も出してもらっているのですが、そういった超過勤務の状況であるとか、あるいはその業務の多忙さ、こういう職員が減っている中でどういうふうになってきているのか。特徴的な傾向などありましたら、教えてください。

企画部参事兼職員課長 時間外の特徴ということでございますが、やはり特定の部署については業務量が若干多かったり、また特に大きな事業をその年度に行ったりということで、定数等の変動がなかなか難しいというときには、やはり多くの時間外が生じてしまうという傾向にあるかと思えます。ただ、年間を通して多いというようなところについては、例えば定数外配置とか、そういう形でも

対応させていただいている状況でございます。

以上でございます。

吉澤委員 日常的にその業務が多いところ、対応しているというお話なのですが、この資料で平成17年から21年の間で、やはり同じように超過勤務が多い部署、あると思うのですが、実際に職員を加配した、ふやしたというところはあるのでしょうか。パートさんではなくて正規職員をふやしたというところはあるのでしょうか。

企画部参事兼職員課長 平成21年度につきましては、実は1回予定をしておったのですが、結果的に、ほかに退職が生じたために配置ができなくなったというケースがございました。

以上でございます。

吉澤委員 わかりました。

例えば、そういうところではパート職員なりを配置するというようなことで対応しているのですか。

企画部参事兼職員課長 パート職員で対応させていただきました。

吉澤委員 わかりました。

なかなかやはり正規職員の分をパートさんでカバーするといっても、なかなか1人職員さんの負担というのは解消されづらいような状況もあると思うのです。その超過勤務だけではなくて、その業務の多忙さというのはほかのところにもあらわれてくるのかなというか、数字だけではなくてあるのかなというふうに思うのですが、その各部署からの、例えば人員配置ふやしてほし

いというような要望などは出されているのでしょうか。

企画部参事兼職員課長 これにつきましては、企画課のほうでそれぞれ定数を決める中で各課の要望を受けるといった形をとっております。

以上でございます。

吉澤委員 そういう中で、平成21年度は1つの課、する予定だったという話なのですけれども、どのぐらいその要望にこたえられているのか、今後の見通しも含めてお聞かせください。

企画部参事兼職員課長 現状、かなり職員数につきましては人件費の削減というところもございまして、なかなか要望にこたえるのは難しいという実情もございます。ただ、基本的には定数に見合った配置ということで採用のほう、職員の配置についても事務を進めているところでございます。

以上でございます。

吉澤委員 わかりました。

この超勤の状況を見ていても、明らかに1人雇ったほうが安く上がるというのか、仕事面でもそのほうが効率的にできるのではないかというような部署もありますので、そういう意味では各課の要望にこたえて適正な配置をお願いしたいと思うのですけれども、正規職員の定数削減で、現在パートさんとか非正規の配置はどのぐらいの人数になっているのでしょうか。

企画部参事兼職員課長 臨時職員につきましては、平成22年度の4月1日現在でございますが、嘱託職員が254人、それからパート職員が351名でございます。

以上でございます。

吉澤委員 これは経年的にふえている状況にあるのでしょうか。

企画部参事兼職員課長 平成21年の人数が嘱託が250名ですので、4名ほどふえております。それから、パート職員につきましては、平成21年度が359名でございますので、8名減っているという状況でございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

吉澤委員 はい。

金澤委員 今のいただいた資料の時間外勤務の状況の資料なのですが、見させていただいて、確かに課によってばらつきがあるなどというのは、これはもう当たり前のことで、しょうがない部分はあるのですが、このいただいた資料を見て私が思ったのは、これはあくまでも課の中での人数の合計と延べ時間ですよ。そういう意味で、例えばそれこそ、ある課の中で10人とか8人とかいらっしやる中で、8人が全員平均して働いているとは思えないのです。だから、やっぱり残業時間というのは単純にコストの問題、経費の問題だけを考えるのも大事なのですが、職員の方の健康管理という面から見ると、このいただいている表ですと実態が見えてこない。というのは、要するにその残業の時間の合計を人数で単純計算していくわけですから、本当に1人や2人に負担が、がっとかかっている部署は見えてこない、薄まってしまうわけですよね。

そのような意味で、今後、この資料については個人1人当たり、マックスの、1人や2人にかかっていくのがわかるような資料の構成の検討もしていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

企画部参事兼職員課長 超過勤務につきましては、この人数については管理職が含まれておりませんので、若干その管理職の人数によっても状況が異なるわけですが、そのような形での理解ということでもよろしいのでしょうか。

金澤委員 課長さん以上も人間ですので、残業つかないからといって幾らでも働けというわけにはいかないと思いますので、どうなのですかね。これはちょっと、またよくよく検討していただければなというふうに思います。本当にお金のことだけではなくて、健康管理という面もやっぱりしっかりと見ていかないと、回り回って経費としてかさんでいくのではないかなというふうに思いますので、いい方向でお願いします。

例えば、特に例を挙げると、1人が月の残業時間、例えば60時間、80時間を超えるような月数が何回あったかという、そのような表記の仕方でも負担の集中ぐあいが見えてくるのかなというふうに思いますので、わかりやすい表記の仕方をご検討いただけたらというふうに思います。いかがでしょうか。

企画部参事兼職員課長 そのような形で検討していきたいと思います。

以上でございます。

安道委員 今の件にも関連するのですけれども、先ほどもこの4月で

1,035人ということで、平成21年度よりさらに職員の総数が減になっているわけですね。そういった中で、こういう超過勤務の実態が出てきているという実態も片側にあります。先ほど職員のそういう実態をつかむ上でというふうなことなのですけども、パート職と嘱託職員の数も出していただいたのですが、中途退職されている方というのは、ここ数年でどのように推移しているのか、あるいは病休の実態ですね。これもどういうふうに移しているのか。

やはり職員の皆さんは全体の奉仕者ということで、市民の福祉に貢献したいというふうな気持ちで皆さん公職につかれて頑張ってきてこられて、そういう思いで職について長年貢献してきたけれども、中途退職せざるを得ないような状況も出てきているとしたならば、やっぱり何らかの改善とか、そういった方向性というのが、むしろ本当の意味での行革なのだろうと思うわけなのですけども、そういった視点に立っての職員確保というのはすごく大きな課題があるかと思しますので、その点、大きな視点に立ったときにこの現状をどのように把握しているのか。あるいは、どのように今後職員の確保という点ではとらえているのか、お聞きしたいと思えます。

企画部参事兼職員課長 まず、1点目の中途退職の人数でございますが、申しわけございませんが、正確な人数、ちょっと手元の資料で把握できておりませんが、大体例年2人から3人程度という状況でございます。

それから、病休の関係でございますけれども、平成21年度の病休の取得者73人ございました。ただ、そのうち長期、これはまず3カ月以上長期の病休取得した人数が平成21年度7人ございました。それから、1カ月以上で3カ月未満の職員、病気休暇が11人、このような状況になっております。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、この病休なんかは、この数年で増加傾向にあるのか、それとも減ってきているのか、その傾向はどうなっているのでしょうか。

企画部参事兼職員課長 前年比較ということではないのですが、4年、5年という比較で見れば、若干増加傾向にあるのかなというふうに考えております。

安道委員 そういった点でも、過重のかかっている部署については、適時補充というふうなことは課題かと思うのですが、その点の検討はどうなっていますでしょうか。

企画部参事兼職員課長 基本的に欠員の部署につきましては、やはり正職員を補充をするというのが前提かなということで、私どもも採用に当たりましては、その不足、また退職予定の状況等をなるべく正確に把握して充足するような形ということで考えております。

ただ、先ほども申し上げましたように、急な退職、年度の後半に当たっての急な退職、それから採用の見込みをしていた者が残念ながら採用できなかったというようなケースにつきましては、専門職等については嘱託職員とか、それからそれ以外のところで

必要な部署についてはパート職員でも、例えば4時間ずつのリレーパートというのでしょうか、そんな形も含めて極力職員の負担が軽減するような、業務に支障がないような形をとということで対処を考えているところでございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

安道委員 はい、いいです。

野口委員 せっかく時間外勤務の資料がありますので、一つ気になっていることで、平成21年度、1人平均ということで見た場合、そちらの見方、つまり1人、月何時間になれば要注意、何時間以上であれば、これは手当てしなければいけないとか、そういう基準があるのか。ちなみに、私のいた会社では1人平均30時間あれば要注意だと。仕事の分担と過度な負担ということで要注意ということで、50時間、60時間だったら手当てを要するという、大体そんな感じで。もっと、ちなみに言えば月10時間を超えれば経営上これはちょっと危ないから、課長に考えろという指示もおりたぐらいで、市役所は経営上云々というのはあるかどうかわからないのですけれども、そういった観点で基準というものはあるのですか。

企画部参事兼職員課長 人の手当てということではございませんけれども、基本的に月30時間を超える職員につきましては、超えないようにというのでしょうか、まずそこで報告を出させまして、それでその中では所属長の確認と、それから担当部長の確認ということで組織として把握して、極力30時間を超えないようにという体

制を全庁でとっております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

野口委員 はい。

金澤委員 決算書のうち92、93ページの総務管理費のうち目7の公共施設整備基金費なのですが、平成21年度は施設整備の積み立てで5万円ということで積まれているのです。平成20年度が8万円ですね。これ、けたが違うのではないかと思うのですけれども。施設整備の積み立てで5万円、8万円積んで何がどうなるのか、ちょっとわからないのですけれども、説明してください。

財政課長 この基金につきましては、条例上、旧宅地開発指導要綱に基づく寄附金を積み立てるということで、その寄附金が廃止になったということ、基金としてはその状況で現在まで至っているというところがございます。したがって、その寄附金が現在入ってこない状況ですので、運用利子という部分で積み立てがされているというところがございます。これについては、やはり公共施設整備基金としての名称ということであれば、当然のことながら公共施設の維持管理、こういった部分を考えなければいけないということは、そういった部分でのご指摘かと思っておりますけれども、これについては、やはりその基金の制度、こういったものもやはり今後見直ししていく必要はあるだろうというところの認識では一緒の認識でございます。

以上でございます。

金澤委員 本当にいつまでこれをずるずる続けるつもりなのかわかりませんけれども、本当に見直す時期に来ているのではないかなというふうに思います。ちなみに、残高は今幾らになっていますか。

財政課長 決算書の379ページに記載してございます。残高が367万1,000円ということでございます。

金澤委員 いろいろと一般質問で取り上げていますけれども、施設の維持管理、きちんと、それこそ施設ごとに積んでいって、それこそさびる前にきちんと補修を定期的にしていくというのは、これは大事な維持管理だというふうに思うのですけれども、これは施設ごとに充実させていく方向にあるのか。それとも、もう基金そのものを廃止するような方向で見直しをしていくのか、その方向性について確認したいと思います。

財政課長 この基金、手法は廃止、新規設置ということになるのか、またこの内容を見直すと。手法はいろんな形で検討していかねばならないと思いますが、まずその基金を設立する以上、現状のその施設に対して、要するにどの程度の事業費として見込むのかですとか、そういった部分の基礎的な状況をまず把握しなければいけないという考え方で現在おります。

今回いろいろな議会の中でそういったご指摘も受けている中で、市としても現状施設の調査、そこから改めてとりかかっているとところだということでございますので、まずその現状把握をした後に、やはり基金を設立する以上、目標金額ですとか、そういった部分のものが出来てからそういった基金の設立というものが

必要になってくるのかなということで現在考えているところでございます。

金澤委員 確におっしゃることはすごく当たり前のことで、具体例でいくと、きのう市民会館、夜、研修で使わせていただいたのですが、6時過ぎから集中豪雨が、短時間ですけれども、降りました。30分ほど集中豪雨、ざあっと降っただけで、市民会館の事務室の奥、もう畳1畳、2畳ぐらいが水たまりでびしょびしょになっているのです。その壁の裏のとよですか、その排水管がどこも割れて損傷しているみたいで、ちょっと強い雨が水浸しになって、職員の方が雑巾で絞っているのですよね。そういう意味で、多分各施設、施設からは実計要望としては当然出ていると思うのです。ですから、これから調査するという答弁はちょっといただけないかなと。ただ単に、現場からは企画財政にばっさり毎年切られているという恨み節しか聞こえてきませんけれども、そのような話になって、過去はともあれ、至急施設の維持管理の基金の積み方というものをもう一度再検討していただきたいというふうに思います。これは要望にとどめさせていただきます。

以上です。

山本委員 何点かお伺いいたします。

まず、決算報告書の43ページです。昇任試験の関係でお伺いをします。昇任試験の受験者の概要について報告書を拝見させていただいておりますが、まず受けられた人数が出ているわけですが、このうちの女性の方はどれだけお受けになっているのか、お示し

いただけますでしょうか。

企画部参事兼職員課長 昇任試験につきましては、管理職試験の受験対象が48人のうち女性が16人で、申込者がそのうち18人で、女性職員がその18人のうち2人です。それから、主査試験につきましては、受験対象が119人のうち女性職員が64人で、申込者57人のうち女性職員が13人、このようになっております。

以上でございます。

山本委員 やっぱり女性の方の受験というのは全体の動向から見て少ないというふうに理解をしました。職員の定数配置、またこれは管理職の配置にもつながってきますけれども、今後大量退職が上から順番ということになるわけで、この状況で流れていて、女性の方が余りお受けにならないという状況が続いたとしたら、職員配置上、影響が出るのではないかとというふうに理解をしますけれども、その点のご認識はいかがですか。

企画部参事兼職員課長 女性職員の受験が少ないというのは事実かなというふうに感じております。組織としても極力受けていただくようにということで、一般の階層別の研修等以外に女性職員を対象にした研修等で意識改革を図るとか、それから女性職員の自主研修グループ等もございまして、そういうところにも職員課を通して補助金等で支援する中で、より意識が高い女性職員が生まれて、こういう管理職試験等の受験を進めていただくような方向を極力とっていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

山本委員 おおむね状況は了解をいたしました。

主査職の試験の対象者について、先ほどご答弁ありましたけれども、女性のほうが多いわけですね。受けないと昇任できないという大前提があるのだろうというふうに、受けて合格しないと当然主査になれないわけですね。そういう部分でいくと、今ご答弁いただきましたけれども、上から勧奨されたから受けるという性質のものでもないと思いますので、自主的に研究、検討、その他されているということでご答弁いただいたわけですが、そういう種々の、女性職員さんご自身の取り組みも含めて経年的にやってこられているというふうに理解はするのですが、その取り組みが継続して積み重なっていると思いますけれども、どうでしょう、進展しているというか、実を結びつつあるというか、そういう方向で理解してよろしいでしょうか。ご見解をお聞かせください。

企画部参事兼職員課長 全体の割合としますと女性職員の受験等もまだ少ないのですが、徐々にその割合につまましてはふえてきているというふうに感じております。

それから、先ほど申しあげました女性職員の研究グループ等も、最近、特にまた若い職員も加わって、そういう意味では人数だけでなく構成もより充実したような形で進んでいるのかなというふうに理解しております。

以上でございます。

山本委員 その点は理解いたしました。できるだけ受験しやすい環境であ

ったり、当然受験して合格した後は、その主査なら主査、管理職なら管理職になっていただくわけでしょうから、執務上の環境整備等も含めて就業しやすい状況というのはぜひ環境整備をお願いしておきたいと思うので、その点の取り組みは継続してお願いしておきたいと思います。

次、同じ項目で採用試験のほうをお伺いしたいと思うのですが、平成14年から18年まで5回分、一般行政職の採用をとめてきた経緯がありますよね。その部分については報告書にも記述があって、今30歳まで年齢要件緩和して試験を行っておられるということですが、平成19年、20年、21年と来ているわけですが、職員の人口ピラミッドではないですが、年齢階層のピラミッドを考えたときに、この30歳まで緩和して採ってきているという状況で緩和されつつあるという理解でよろしいのでしょうか。30歳まで緩和して募集をかけていることについての効果についてはどのように総括されていますか。

企画部参事兼職員課長 年齢構成でございますけれども、30歳が16人、それから29歳が14人、28歳が14人、少ないところが採用によってこのような形で埋まっているのかなと。済みません。参考までに、もう少し若い層で申し上げますと、24歳が14人、23歳が13人、22歳が14人という形で、5年間採用していなかった中で30歳まで広げたわけですが、もう少し年齢が高い層との間がこのような形で埋まっているのかなというふうに理解しております。

以上でございます。

山本委員 一定効果が出ているということで理解させていただきます。

今、市中の雇用環境は非常に厳しくて、新卒の方の就職についてはいろいろ厳しい状況というのが明らかになっておるわけですが、その中で30歳までの受験要件の緩和というのは、若い層からすれば非常にありがたい話だろうというふうにも理解をするわけです。今、政府のほうでも、卒業後3年ぐらいまでは新卒扱いというふうなお話も出ている状況にあるわけで、今後のことでお伺いしますけれども、この30歳までの年齢要件の緩和というのは今後も続けられるお考えなのか。あるいは、この効果が一定見えたところで、また新卒採用ということで、もとに戻されるのか、その辺のお考えが固まっていればお示ししたいと思えます。

企画部参事兼職員課長 30歳までの年齢要件につきましては、もちろん社会の就職がなかなか難しかった部分等の対応もあるわけですが、実際職員として採用した中で、高年齢の職員について民間経験があるということで、やはりそれなりに十分な能力を早い段階で発揮できる、いわゆる即戦力という部分もあるのかなというふうに考えております。そういう意味では、今後しばらくはこのような形で採用枠を狭めないでいく方向が望ましいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

山本委員 ぜひその方向でお願いしたいと思います。第2新卒であったり、あるいは民間からの中途採用の要素もあるかと思いますので、ぜ

ひとも続けていただければと思いますので、その点、求めておきたいと思います。

次に、大丈夫ですか。

委員長 ほかの方でいらっしゃいますか。いいですか。

〔発言する人なし〕

山本委員 そうしたら、次、男女共同参画の関係でお伺いしたいと思います。

決算報告書の50ページから後ろです。男女共同参画事業のうちの相談事業についてお伺いしたいと思います。悩みごと相談、法律相談、それぞれについての相談件数の推移については、報告書、お示しをいただいているわけですが、前年度と比べて相談件数減少しておりますが、その要因についてどのように整理をされておられるのか、まずお聞かせいただけますか。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 相談件数につきましては、昨年度はその前の年に比べて減っているわけなのですが、その前年は、もう少し多かったです。年度によって若干の変動があるのは、やはり事実なのですが、昨年度とその前を比べてみますと、継続的に相談を受けている方が昨年度は減少した関係で、そういった意味で件数、延べ相談人数になっておりますので、そういったことから件数が減っております。

山本委員 ここで一区切りついたのでということですね、相談者の側がね。そういう理解をさせていただきます。

それで、具体的な相談の内容なのですからけれども、ここで一区切

りついたのでということで、多分相談される方が入れかわったという趣旨のご答弁だったと思うのですが、相談内容というのほどのように変化しましたでしょうか。何か傾向があればお示しく下さい。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 相談内容について見ますと、やはり夫婦とかパートナー関係の相談が非常に多く、特に離婚に係る問題が多くなっております。そういった点で、やはりそういった相談が法律相談、法的な内容への相談に、次につながっていくというような形で単発的に終わるといえることが多くなって、1回で終わるといってございます。

山本委員 その点は了解をさせていただきました。

では、次の項目で「女と男^{ひと}の情報紙」の関係で、次、お伺いしたいと思うのですが、これは市民の方に編集入っていただいて、非常にご熱心につくっていただいているということで理解をさせていただいておりますが、もうここ何年か、ずっと発行を続けておられると思うのですが、市民の皆さんからの反響と申しますか、政策遂行上の情報誌の効果みたいな部分について、特段、何か見受けられるものがあればお示しをいただきたいと思いますが。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 特に情報誌、発行した後に市民の方から、もうちょっと市民提案の内容を載せたほうがいいのかとか、そういったご意見などいただいております。ただ、直接的にあの効果をはかっていたりした

ことはございません。ただ、今回、男女共同参画に係る市民意識調査を実施いたしまして、その中で情報誌についての認知度などもはかっておりますので、その辺でさらに検証してみたいと考えております。

以上です。

山本委員 その点、わかりました。

この項目では、あと日本女性会議に2名、市民の方、派遣されたということなのですが、これは戻ってこられてから報告会を開かれているかと思うのですが、端的にお伺いしますが、どのぐらいの方がお見えになられたのでしょうか、その報告会に。報告会の概要についてお示してください。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 実際には市報とかホームページで呼びかけを行っておるのですけれども、当日の参加者は6名ということでございました、会場への。

山本委員 これ2009年の日本女性会議ということで堺までお出かけになられていて、これは基本的なことで申しわけないですが、これは今後、毎年続いていくものなのでしょうか。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 派遣が始まった当初は毎年派遣していたのですが、ここ数年は隔年で派遣を行っております。やはり全国的な会議ですので、市民の方に参加していただいて、そういった状況なども知り、さらに入間市の中で活用を図ればよいと思って、少なくとも隔年では実施していきたいと考えております。

山本委員 その点、了解いたしました。

報告会6人はちょっと寂しいと思いますので、次は2011年になるのかなと思いますけれども、より周知にお努めをいただいて、より広く市民の皆さんにその成果が共有できるような形で運営していただけたらと思いますので、その点だけ要望しておきたいと思います。

続けて大丈夫ですか。

委員長 ほかの方いらっしゃいますか。

〔(関連で) と言う人あり〕

野口委員 これの関連で、女性の悩みごと相談は法律相談に行くような、要するに継続的な悩み事ということですが、DVなどの緊急的な相談というのは、平成21年度、もしくはその前とかあったのでしょうか。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 DVに係る相談は、やはり数件はございます。緊急的な措置等に係る場合には、そういったことを対応する課のほうに至急につなげるような形で。

男女共同参画推進センターのほうでは、一般的にそういった相談は受けているのですけれども、緊急的に避難しなければならないとか、そういった事例が生じた場合には現在児童福祉課が対応していますので、県の婦人相談センターのほうへの対応になるのですけれども、そちらの課のほうにつなげるような形をとっております。ただ、昨年度は、そこまでの緊急性のものはなかったと

思います。

以上です。

安道委員 決算書88、89ページ、報告書48ページで、広報費のほうに入るのですけれども、その中の広報紙発行費2,075万3,650円の「広報いるま」のことについてなのですけれども、先ほど総発行数、数があったかと思うのですが、これは基本的には全世帯にというふうなことで毎回発行されているのでしょうか。

広報広聴課長 広報紙につきましては、自治会加入者及び自治会のほうに加入されていない方につきましては、公民館とか各金融機関、駅等で、そうしたものにつきましては置かせていただいて発行しているところ、または自治会に加入していなくても直接広報広聴課のほうへとりに来られる方等がおられます。

以上でございます。

安道委員 毎回そういうふうな形で答弁していただいているのですけれども、ここ数年間、そうしますと各世帯への発行というのは実態としてどういうふうになっているのですか。自治会加入の方は世帯へというふうな、各戸へ配布されているというふうなことですけれども、数はどういうふうになってきているのでしょうか。

広報広聴課長 自治会の加入の方が現在74.2パーセントおるものですから、その中での全体的な配布状況でいきますと、4万9,625部を発行しておるところでございます。

以上でございます。

安道委員 この74.2パーセント、これはこの数年、どういう傾向になって

いますでしょうか。

広報広聴課長 自治会加入者につきましては、若干の傾向でありますけれども、減少傾向にあるのは事実でございます。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、実態としておおむね7割に「広報いるま」が配布されている、全戸に行っているというふうな状況にあるというふうなことですよね。ほかでは、駅に置いたりとか、庁舎に置いたり、いろいろなところに置いて、各自がとれるようにはなっていますと。そういうふうなことでやっていますということなのですが、それで「広報いるま」の役割、市民に周知させるというふうなことでは、非常に大きくウエート占めていますよね。私たち議会でも周知をお願いしますと言うと、「広報いるま」でと。必ず、まず最初は答弁で「広報いるま」で周知していますと。そして、ホームページやその他さまざまな形でというふうなことで、一番これに頼っているわけですね、市の情報という点では。それから、さまざまな制度変更であったりとか、市民へ周知させることとしては、この「広報いるま」に頼っている部分が非常に大きいかと思うのです。ところが、どんなに頑張っても7割というこの実態については、やはり検討課題なのかなと、この配布の形態ですとか。その点については検討はされてきているのでしょうか。

広報広聴課長 全戸配布ということになりますと、一つにはポスティングというようなことも考えられると思うのですが、その中には、やはり今自治会のほうにお願いしている部分と、それとやは

り費用的なものとの兼ね合いで、確かに今、おっしゃるとおり配布方法についてというものは検討すべきところには来ているのは事実だと思います。

一方では、これは広報紙と両輪といいますか、ホームページ等でも同様なことで、広報紙のほうも、そこでも閲覧できるようになっておりますので、広報紙がお手元に届かない方でも閲覧等についてはすべてできるような方策はとられていると認識しているところでございます。

以上でございます。

安道委員 確かに多様な形態をとって知らせるというふうなことは当然努力されているというのは認識しているところなのですが、ただ、一般的にはやはり、広報、こういう冊子で見るのが一番なじんでいるのかなと、市民には定着しているのかなと。そういうふうな点では、できるだけきちんと届くような形で知らせていくというふうなことは、市としてはやっぱりこれはきちんと追求していただきたい課題かなと思うのですけれども、やっぱりこれすら渡らないということは、制度変更とか、いろいろな市の行事とかも伝わっていないというふうなことになってしまうわけですよ。だから、市民にとっては重要な情報源だと思うのです。そういう点では、改めてこの点の検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

広報広聴課長 今お話がありましたように、「広報いるま」の役割も、みずから変わらざるを得ないというのは承知をしているところで

す。そうした中での豊富な情報とか方向性というものを携帯サイトとか、視覚によって情報豊富なテレビとか、緊急時により特性を発するエフエム茶笛のラジオとか、そういったものを通じまして、できるだけ新鮮な情報を市民の皆様にお届けしたいと考えております。

以上でございます。

安道委員 いずれにしても、全市民にきちんと届くような情報のあり方というのか、そういったことをぜひ検討していただきたいと思っております。

金澤委員 今の、私も広報広聴費のほうで市報についてはちょっとお聞きしようと思ったのですが、先に安道委員のほうで質疑があったのですけれども、ずばり自治会に委託している費用のうち、自治会報償費で出していますよね、この「広報いるま」の配布分というのですか、これはどれぐらいだとお考えですか。

広報広聴課長 予算的には私どものほうで把握はしていないところですが、ただ、自治会のほうに報償費等、また市民部のほうで行っているところですが、それが全体的な割合というような比率では、配布費幾らというふうな限定は特にはっきりしたものはないようでございます。

金澤委員 縦割りの話ではなくて、他の自治体に視察に行くと全戸配布ですよ。ポスティングなり新聞折り込みというような形でやっている自治体もあるようなのです。それがいいか、悪いかは別にしても、あくまでも費用対効果ということを考えるのであれば、や

つぱり自治会に市民部から出ていっても同じ税金ですから、この「広報いるま」の配布に関して払っている部分というのはウエート大きいのです。そういう意味で、しっかりとこれ把握をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

広報広聴課長 よくよく検討させていただきます。

金澤委員 それで、確かに新鮮な情報が必要だというのは当然だと思います。ただ、市民の中からは、他市のように月1回でいいですよ。そのかわり情報量が減らないように近隣市のようにタブロイド型にして情報量を多くしてほしい。また、そうしたら文字等も大きくなるとか、絵や図も入るといような、いろいろなあり方が考えられると思うのですが、そのような検討委員会的なものはどうなっているのでしょうか。

広報広聴課長 これにつきましては、市民意識調査、平成20年度に行ったところですが、やはり情報は何で一番知るかといったときには、広報紙というのがあります。その中で必要性というものが、1回がいいのか、2回がいいのかといったときには、どうしてもやはり情報はより多く。今議員さんがおっしゃいました、そのページ数を、1回であればたくさんページにして、そして情報を発信するというのも内部でも検討はしているところがございますけれども、また来年、新年度、3年に1回は市民意識調査等がございますので、そうした意識調査の中でもそういった項目を含めまして、なお一層検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

金澤委員 確かに検討していただけるという話なので、お願いしたいのですが、あくまでやっぱり具体的に、タブロイド版にしたときには、では情報量がどれくらいふえるのか、減るのか。また、金額的にふえるのか、減るのか。ある程度数字を出していただいて、市民の方にご理解いただく。同じような値段であれば、では月2回の今のままでいいよとか、これだけ差があるのだったら、月1回でいいのではないのとか、そういうような具体的に判断をしていただくような材料を今後出していただくようお願いしたいと思います。ですが、いかがですか。

広報広聴課長 よくよく検討させていただきます。

金澤委員 続きまして、モバイルサイトなのですけれども、報告書でいくと48から49ページになります。市公式モバイルサイトのアクセス件数が8万件を超えたということで、ご努力されているのは評価させていただきますけれども、隣の狭山市さんに比べると、残念ながらまだまだという数字だというふうに思うのですが、隣の狭山市と比べてどのようなソフト、コンテンツ含めて、まだまだ努力すべき点があるのか。どのようにその点は把握されているのか、お伺いしたいと思います。

広報広聴課長 このアクセス件数の把握の仕方も、私どものほうも近隣市のところをいろいろ調べさせていただきました。そうしますと、人間の場合ですと、一度アクセスしたならば、そのところが1カウントということで終わるわけなのですけれども、今お話があった狭山市さんでは、それから次に進むときに、それも2カウ

トというふうな形態をとっているものですから、一概には入間のほうが件数が少ないとかというような比較はちょっととれないようでございます。

以上でございます。

委員長 金澤委員 その点は知らなかったので、了解いたしました。

少なくとも、今、今後携帯でのモバイルサイトのアクセスというのは重要度が増してくると思いますので、それを先ほど言った「広報いるま」に比べて速報性というのですか、高くなってきますので、この点についてもよくよく時代に合わせてご検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

野口委員 「広報いるま」についての配布方法についての質疑があったもので、私、自治会での配布というのはメリットがあるので、お金だけでは済まされないと思うのですけれども、ただ、今までの質疑の中で、ポスティングとか、新聞折り込みが幾らかかるかということとは出なかったので、やはりこういう場を出してほしいのです、質疑の中で。私たちはそういう中で勉強していくのですから、もし出せるなら、今すぐ出してほしいですけれども。報償金が7,000万ちょっとあるとすれば、それとの比較もできますし。

広報広聴課長 申しわけございませんが、まだそのところは。

野口委員 では、検討して、わかったら教えてというか、また聞きますから。済みません。

山本委員 市報の話が出ましたので、余り細かい話をするの好きではない

のですが、ちょっと市報の中の細かい話をさせていただきます。

市報の1日号に市長のコラム「歩キ目デス」が毎月出ていると思うのですが、その件についてお伺いいたします。まず、年頭所感で受けて、当該年度内で11回書かれているかと思うのですけれども、そもそも市長のコラムの性格について、入間市長としての公式見解が書かれているコラムであるのか、政治家木下博氏の個人的見解が書かれているのか、その部分について、まずお示してください。後の質疑につながりますので、ちょっと。

広報広聴課長 入間市長として載せていると思います。

山本委員 では、公職の入間市長の職名で書かれているということで理解をさせていただくとすると、記事内容に触れざるを得ない。ことの2月1日付の177話の記事を拝見させていただくと、これは市長の政治姿勢にかかわるので、来ていただいたほうがいいのかもしれないけれども、政権党に対する批判がざっと書かれていると。このこと自体は、別に個人としていろいろ持たれるのは思想信条の自由だから、いいのですけれども、ただ紙面の性格上から考えたときに、どういうのかな。

はっきり言って、私のところにも市民の方から、こんなのでいいのかという話が出てくるから、ちょっと聞かせていただいているのですけれども、はっきり言って、政治的な記事という部分について、この当該年度間で少なくとも3回は書かれているわけですが、これですね。端的に申し上げて、市長も政治団体お持ちで、政治家でいらっしゃるという側面を考えると、本来であればこう

いうことは、記事の詳細、ここで読むのはやめますけれども、個人の後援会報なり、個人として政党機関紙に何か投稿されるなりされるほうがよろしいのではないかという認識を持たざるを得ない。別にどこの党が批判されているからということでないけれども、正直言って、入間市長として15万人の公職、最高責任者ヘッドとしておられる方が、やっぱり余り特定の政治的主張をはっきりと市報で書かれるということについては、ちょっと私、公金支出上もちょっとどうなのだろうという意識を持たざるを得ません。その点のご認識についてご見解をお示しいただけますか。

企画部長 ただいまのご質疑でございますが、考え方といたしましては、入間市長としてあそこに記事を掲載させていただいていると。その中で、今ご質疑の部分でございますが、これは市長として、広く世の中の状況をつかんだ見解ということで掲載をさせていただいていると、こういった理解を私ども持っております。今後もそのスタンスかなと考えております。

以上でございます。

山本委員 この当該年度中には8月に衆議院議員の総選挙があつて、翌年の夏には参議院議員選挙があるという状況ですよね。選挙が続くことが予定されている年度にあつて、特定の政治的主張を市報に載せて、税金で印刷して、税金で全戸配布しているという状況、いかがなものなのでしょうねということをおっしゃることをちょっと申し上げざるを得ないというふうに思います。

市報に市長からの情報発信としてコラムが載っているというこ

と自体については、私たち異論ないのです。もうちょっと記事の書き方なり。表現の自由はありますよ。表現の自由はあるけれども、やっぱりその辺、15万人、みんなの代表者なのだから、その部分はやっぱりもうちょっと執筆に当たってもう少しご配慮があってもいいのではないかと思いますけれども、その点、ご見解、重ねてお伺いします。

企画部長 見解ということですが、これは繰り返しになりますけれども、入間市長として、まず掲載をしていると。これはご理解いただきたいと思います。そして、その中で、どういう表現かという部分がございますので、そのあたりはご質疑者の意向については伝えておきますので、これはご答弁申し上げます。

総体的な見解といたしましては、やはり市長として世の中の出来事をとらえて市民にお知らせをしていくと、こういうスタンスかなと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

山本委員 ご説明承りたいとも思うのですが、2月1日付の紙面で拝見していると、2010年度の国家予算のお話しされていて、「総理は『命を守る予算』と総括していますが、マニフェストにこだわり、やり繰り算段の大盤振る舞い、の感なきにしもあらず」、ここまでおっしゃっておられる。「入るを量らず『全ての道はマニフェストへ通ず』とばかりの予算編成は、将来の負担増への懸念を強くします。成熟(?)した民主主義は、「大衆迎合政治」への道をたどると言われますが、マニフェスト第一主義の政治は、

大衆迎合への甘い誘いであり、今こそ、『負担と給付』あつての
マニフェストであることを再認識」云々かんぬんと、ここまで書
かれている。これが2月1日付です。

おっしゃりたいことはわからなくもありませんが、やっぱり市
報の性格上、ここまで書くものなのだろうか。これが入間市長と
して、入間市の公式見解ということで理解していいわけですね、
それでいくと。入間市として中央政府信任せずということですか。
よろしいですか。

企画部長 いえ、基本的には政府があつて地方自治体があるわけです。こ
れはだれもが思うところであると思います。そうした中で、先ほ
ども申しあげましたように、入間市長として、世の中の出来事、
動き、こういったものを統括的に表現をさせていただいていると、
こういったご理解をいただければと思います。

以上です。

〔(ちょっといいですか。市長を呼んで
話を聞いたほうが、質疑している委
員のほうもすっきりするし、呼べな
いものかどうか、ちょっと検討して、
暫時休憩して……) と言う人あり〕

委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時34分 再開

委員長 会議を再開いたします。

山本委員 市長に、お忙しい中、大変恐縮でございます。ありがとうございます。

先ほどの質疑の中で、市報の市長コラムについて市長にお伺いいたします。当該年度中に年頭所感を受けて11回、市長コラム掲載されているわけですが、その中で、少なくとも三、四回は政治的な態度表明ということで記事を書かれておられます。その部分について、先ほどの執行部のご答弁の中では、入間市長の職名でお書きになっておられると。市の公式見解であるというご趣旨のご答弁を承らざるを得なかったわけですが、そこで何点かお伺いをいたします。

まず、1点目といたしまして、当該年度の期中には衆議院議員の総選挙がありました。この期末が3月ですから、その4カ月後には参議院議員の通常選挙が予定をされていたと。そういう政治的に国政選挙が続く状況の中であって、非常に特定の政党、早く言えば政権批判ですが、そういった形での記事を市報に掲載されておられるということについてどうなのだという、市民の方からのご意見があったので、ここで伺いますけれども、選挙が当該年度内に衆議院議員が1回、その期末のすぐ後に参議院議員の選挙が控えていた状況の中で、非常に、ある意味、ストレートにお書きになっておられるということについて、これ公費で発行されて、公費で配布をされているわけですから、こういう媒体にここまでストレートにお載せになることについてのご所見が

いかがであるのか、まずお聞かせをいただきたい。

それに関連して、やっぱり15万人、皆さんお読みになる中には、いろいろな政治的スタンスをお持ちの方がいらっしゃるわけで、市長コラムを掲載して、市長のいろいろなお話が載っているということについては、私としても、またその市民の方にしても異論はないわけです。ただ、いろいろな方がいろいろな政治的立場の市民の方が広く、あまねくお読みになるという前提に立ったときに、失礼な言い方かもしれませんが、もう少し記述のストレートさといいますか、そういった部分について、もう少しご配慮いただければ、なおいいのかなというふうにも思うわけですが、その辺のご所見がいかがであるか、お聞かせをいただきたいと思えます。

最後に、少し重なりますけれども、これは政治家木下博氏としてお書きになっておられるのであるならば、ご自身の後援会報なり、そういったものに対して投稿されるなりといった手法をおとりになったほうがなおいいのかなという気もするのですけれども、公費で出されていますので、その部分についてはやはり公金の支出の妥当性という部分についても踏み込まざるを得ないかなという気もしますので、その部分についてのお考えと、以上3点になりますか、市長のご所見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市長 私の随筆の関係で大変貴重なお時間をとらせていただきまして恐縮に存じております。私、今までこのコラムといいましょうか、

市長欄、いろいろな角度からいろいろな問題をとらえさせていた
だいて、時には政治的な問題について、かつては地域振興券である
とか、そういうような問題についても取り上げさせていただい
てきたわけでありますが、私が信念としておりますのは、今、政
治家木下、入間市長として云々ありましたけれども、当然のこと
ながら選挙の洗礼を受けてなる以上は、入間市長であり政治家で
もあると、こういう説明になるというふうに思います。

それでは、こういった公的な部分について利用しながら、そう
いう政権批判等、可能なのか、こういうことになるわけでありま
すけれども、私は少なくとも、今まで2回、3回、取り上げさせ
ていただきましたけれども、余りにも、いわゆるマニフェストと
いうものを発行されて、そしてそれによって政権をとられたと。
それに対して、例えば一番先には、たしか米軍の普天間の問題、
いわゆる鳩山総理の言動のぶれというようなものが多くの国民の
批判を浴びたわけです。したがって、我々も、当然市長の立場と
して、これをどう思うか。それが、例えば先ほどお話しのように、
広報紙という媒介を使ってやるのが妥当かどうか。これはいろ
いろな意見があると思いますけれども、少なくとも政治家であり、
市長であり、一国民である立場として、当然やはり総理というも
のは確たる信念を持って発言をし、国民にもリーダーシップを発
揮していく、そういう思いを込めて書かせていただいたというの
が現実でございます。

したがって、あくまでもどなたがお読みいただき、確かに民主

党の支持者というような形からなれば、ちょっとおかしい、市長と。こういうことになろうかと思えますけれども、ごく一般論として見る限りにおいて、入間市長木下博としての思いというものをそこに書かせていただいて、よりよい政治を求めていくというのが、これは地方の一首長の立場としても、要は政治がよくなっていけばいいわけですから、そういうことについては、やはりしかるべき意見を申し述べてもよろしいのではないかと。それがたまたま広報紙という媒介もありますし、また議場においてケーブルテレビ等を通じていろいろと議論をする場面もあります。それはお聞きいただくほうの市民のサイドがどう判断をするか。

なお申し上げるならば、木下という人柄についてどう思うのか。そういうような形をとらせていただいても、あながち、例えば公費たる税を使った媒体に対して私的に利用するのではないかとかというようなことには、私はつながらないのではないかとこのように思います。

特に、首長と議会の関係とか、市民の関係とか、いろいろな団体、今荒れていますけれども、少なくともああいった形ではなくて、当然のことながら、その時代、時代の時点、時点における政治の状況、こういったものを木下なりの考え方として市民に示す。市民の皆さんは、木下はこういうことを考えているのかというようなことも当然あり得るわけでありまして、ましてや、これは例は悪いですが、例えば私は無所属ということで当選しております。当然、例えば自民党の市長であるとか、それからまた民

主党の市長、そういうのはあるわけですね。したがって、それに準ずるような意見が出てくるといのは、これは市民の皆さんも、例えば私が無所属である。それから、Aさんは民主党である。そういう意識で投票されて、それで、もし市長になったとすれば、その人の意見が、例えば今、民主党は政権党ですから、政権党寄りの考え方になったって、これはやむを得ないと思うのです、それを承知をして選ばれたわけですから。当然そういうような形で、言論の自由というか、形からするならば、私は、もちろん限度というものはあると思いますから、当然いろいろな表現の仕方とか、私なりに工夫はしているつもりでありますけれども、やはり言うべきことは言わなければいけないのではないかというふうな思いを持って、ああいったものを書かせていただいたというのが現実であります。最近は大分遠慮をしておりますけれども、私とすれば、もっともっと言いたいことたくさんあります。しかしながら、やはりそういう不快感を持つと、持たれるというような方がおるとするならば、私としても望むところではございませんから、そういった意味で最近では静かにやらせていただいているというのが現状でございますので、ぜひその苦しい胸のうちというのでしょうか、何とも釈然としない胸のうちをご理解いただければ大変ありがたいと、そんなふうに思っているところでございます。

山本委員 要望だけ出させてください。お話承りました。

市長の置かれている政治的お立場という部分で考えれば、おっしゃりたいことがこれ以上におありなのは、立場の違う声と了解

するものであります。それはそれで理解はするのですが、やっぱり一つは市長というお立場が市民に与える影響の大きさですよね。市役所の広報紙に市長の職名で載っているということに対する市民の受け取り、影響の大きさですよね。特に無党派の方、一番多いわけですから。市長もご答弁いただいたので、受け入れたいと思いますけれども、タイミングと、やっぱり執筆の強弱ですね。そういった部分については、やっぱりより慎重にご配慮いただいたほうがなおよろしかろうというふうに思いますので、その点は要望ということで申し上げておきたいと思います。

市長　　今、山本議員もおっしゃったように、過激な形でそういったことを市民に訴えるということは、私としてもそれはするつもりは毛頭ございませんけれども、いずれにしても、そういったご意見もある。以前から市民の方からは私のほうへ来ておりますから、それは十分承知をしておりましたから、それはそれとして、余りにも目に余るようなことがあれば、私はやはり何としてもこれは、市長をやらせていただいている以上は市民の幸せということも考えなければいけませんから、そういった意味での問題はあるかもしれないけれども、可能な限り、おっしゃるような意味も踏まえながら、このコラム欄は活用させていただきたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

金澤委員　一言つけ加えさせていただいていいですか。確かに山本委員のおっしゃることもよくわかりますけれども、ある意味、市長コラムの中で、市民がわからないこと、例えば道路財源、公共事業を

削りますといったときに、聞こえはいいのですけれども、具体的に入間市の生活道路とか区画整理地内の道路の進捗がしてくれるという、テレビでは言ってくれない。しかし、入間市には影響があるというようなことは、どの党が政権与党であるかに関係なく、しっかりと市長が市民の代表として、これだけ入間市民に迷惑かかっているのだよというのは、言っていただいたほうが私はいいというふうに思っていますので、その点も、そういう意見もあるということでお伝えさせていただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

〔発言する人なし〕

委員長 では、以上です。お忙しい中、どうもありがとうございました。

質疑、ほかにございますか。

安道委員 決算書90から91ページ、決算報告書49ページ、平和都市宣言推進啓発費66万3,437円、この事業についてお聞きしたいと思いません。

平和都市宣言啓発活動として、県内平和バスツアーや平和祈念資料展、それから平和ポスターコンクール、平和を願う講演など、幅広く取り組みがされているというふうな点では認識しているところなのですけれども、この間、県内平和バスツアーですとか、それから広島平和記念式典への派遣。この事業については、ここではバスツアーのほうは、大人が21人、それから小学生が5人ということで計26人が参加したと。また、広島平和記念式典のほうには代表として5人を派遣したというふうなことで出ています

けれども、この数字は毎年こういった形なのでしょうか。それとも、多少増加させているとかというふうな傾向なのでしょうか。どのようになっているのか。

広報広聴課長 平和バスツアーにつきましては、今のバスの人数の関係がございまして、32名といたしますのが、マックス数字といたしますか、このバスツアーになります。それと、広島への記念式典の派遣につきましては、過去から5名という形で派遣のほうはさせていただいている、継続的に。人数の変動はございません。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、バスツアーのほうはバスの関係で30名前後で、もういっぱい。これについては市報等でもお知らせしていただいていると思うのです、両方とも。希望者などの、ここ数年の増減というのですか、希望者の数はどうなっているのでしょうか。

広報広聴課長 平和バスツアーにつきましては26名、この方たちが募集があったというようなことになります。ただ、広島での平和式典につきましては、昨年度は9名の希望者でございました。平成20年度が12名の希望者ということになります。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、ことしはどうだったのでしょうか。

広報広聴課長 ことしが13名でございます。

安道委員 そうしますと、希望の半数以上の方が却下といたしますか、行けないというふうな状況で、この間、来ているというふうなことですよね。非常に希望がふえているのかなど。そういう点では、入

間市民の平和への意識、核兵器廃絶へというふうなこの意識も定着してきていて、平和式典に参加したいというふうな方がふえてきている傾向は、私は望ましいのだろうと。そういうふうなことについて、こういった事業については、さらに広げていこうというふうな検討はされていますでしょうか。

広報広聴課長 職員の随行も1人というふうなことになっておりまして、なおかつ、この5名の方といいますのは、職員が1人随行していきますけれども、当日の式典の朝等、5時半ぐらいにはそこの会場のほうに手配をいたしますから、実際に5名の参加していただく方に朝食等をとっていただいて、その中で中学生の方等の参加者がおりますので、いろいろやっていくところでもございますので、この辺のところがいっぱいのところかなという感じはしております。

以上でございます。

安道委員 職員随行して、小学生から中学生からというふうなことでは、確かにいろいろ配慮する点はあるかと思えますけれども、希望者がふえているというふうな実態からしましても、こういった事業については広げていくというふうなことで検討も課題ではないかというふうに思えますけれども、その点、ご検討いただければと思うのですが。

次ですけれども、平和を願う講演会、小学校、扇小学校と高倉小学校、2校で昨年度は実施したというふうに出ていますけれども、ことしはどのようになっているのでしょうか。

広報広聴課長 今年度につきましては、この10月の終わりから市内4校になります。扇小学校、あと藤沢東小学校、高倉小学校、あと新久小学校、こちらのほうで講演のほうは開く予定になっております。10月に1度、11月に3校というふうなことで行われる予定です。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、これは昨年度から広げてきていると、事業としては。この内容はこういった内容になるのでしょうか。

広報広聴課長 内容につきましては、家族や友達の大切さを小学生にわかりやすくというふうなことを戦争を通じてといいますか、実際に講師の方は11歳のときに広島で被爆された方です。それを内容的には、家族、友達の大切さというのが一番重要だということをわかりやすく説明しているようなのが現状でございます。なお、小学生たちからは、それぞれ聞いたアンケート等をすべて講演者の方にまた戻したりとかという、心温まるアンケートがたくさん出ております。

以上です。

安道委員 今お聞きしましても、その平和教育の取り組みとしては本当にいい内容かなと。被爆体験者の方が実際に自分の体験を子供たちに伝えて、家族の大切さや平和のとうとさを訴えていくということは、そういう取り組みとしては非常に、本人から伝えるという点では一番いい形なのかなというふうに思います。

これは、昨年が2校で、ことしは4校というふうなことですけれども、中学校に上がるまでに全小学校の子供たちにこれを体験

させていこうというふうな方向での、そういった事業にしていくのかどうなのか、その辺はどうなっていますか。

広報広聴課長 この平和を願う講演会につきましては、小学校に今講師を派遣しているところですが、要綱上、学校のほうから申し出があったところにつきまして講師のほうを派遣させていただくというふうな、一つ学校とタイアップしたような事業を計画しているところでございます。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、学校からの要望で、それに対してというふうな形になっているわけですね。市のほうからは、こういった形でありますというふうなことで学校側にお知らせするというのか、ぜひというふうな形でのものというのはいないのですか。

広報広聴課長 これにつきましては、教育委員会の学校教育課を通じまして校長会等でお話をして、その中で申し出があったところというふうな形では行っているところでございます。

安道委員 今回も9月議会に非核三原則法制化の請願、提出されました。3,000筆、短期間であって、この猛暑の中、3,000筆を超える署名が出されたわけなのです。被爆体験の方、入間市内には69名の方というふうなことで、皆さん、ご高齢になってきていて、語り継ぐ方も本当に限定されてきていると思うのです。そういった点で言うと、こういった事業については取り組みをぜひ促していただければというふうに要望として思っているところです。

あと、もう一点なのですけれども、8月6日は、市民も広島に

派遣するというふうな形で、入間市では平和都市宣言をしている自治体として、そういうふうに積極的にやっているわけですが、市民の皆さん、平和の鐘つきというふうなことで、自主的に地域のお寺さんが協力してくださって、平和の鐘つきの取り組みも市民団体の中で行われています。そのことについて、市の広報無線では長年、二十数年にわたって広報無線でお知らせして、黙禱をというふうなことでお知らせしてきた経緯があるかと思えます。ところが、昨年からこれがなくなってしまったというふうなことで、市民のほうから再開してほしいという要望は届いていないのでしょうか。どうなっていますでしょうか、その辺は。

広報広聴課長 まず、私どものほうの基本的な考え方で申させていただきます。

平成7年8月15日に入間市は平和都市宣言の制定に基づきまして、平和都市宣言啓発活動を幅広く展開をさせていただいているところでございます。平和記念式典の展示等、または、今ご質疑者からありましたけれども、広島市平和記念式典への派遣5人、随行者1人。あと、式典はNHKでも中継されますし、原爆投下日時については市民も既に認識していると理解しているところでございます。また、緊急度等、内容的に防災無線を使って放送すべきかどうかということも検討は内部でもしてきたところでございます。防災無線放送については、市民の方々からもさまざまな意見が寄せられました。また、近隣を中心に他の自治体も調査しましたが、防災無線放送で黙禱を放送しているのは入間市だけ

であったのも事実でございます。ちなみに、庁内放送は現在も行っております。

以上の経過から総合的に判断しまして、代替措置として周知の方法を広報紙またはホームページに切りかえさせていただいたところでございます。

以上でございます。

安道委員 市民から要請の声はあったのか、その点についてはどうだったのですか。

広報広聴課長 復活をさせていただきたいというふうな団体からはあった事実もございます。

安道委員 これは長年取り組まれてきたのです。入間市としては市民にも定着してきていたことだと思うのです。ここで核兵器廃絶をというのは世界的に大きく機運が盛り上がってきていて、広島、長崎の首長もあのように国に要請するような、非常に今、そういう点では核兵器廃絶させていこうというふうなことは、市民に非常に定着、私たちが署名とっていったのですけれども、皆さん、どうしてこれ不採択になってしまったのですかねって残念がる声が非常に届いているのです。市民の皆さんには広報無線でお知らせするというふうなことについては、そんなに不快感はない。むしろ定着してきていることだろうと。

先ほど防災無線というふうな話がありましたが、防災無線の役割もあるけれども、広報無線というか、お知らせしていく、広く知らせるというふうな役割も持っているわけですよ。そういう

点では定着していたものをここでやめるというよりも、むしろ世界的にも国内でも市民意識でも、そういう機運が出てきているときに入間でやめるということについて、むしろ随分、逆行しているのかなというふうに思わざるを得なかったわけなのです。そういった点で、再検討という余地があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

広報広聴課長 黙禱につきましては、自発的に個々個人、あとは民間企業等の取り組みとして実施していただけるよう、私どものほうは平和活動を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

安道委員 はい。

山本委員 今、企画部さんお見えなので、行政改革長期プランの関係でお伺いしたいのですが、委員長、よろしいですか。

〔(次の公債費……) という人あり〕

山本委員 人件費と定数の問題に絞って、先にお伺いします。

先ほど来のご答弁の中で、現員が1,035で、嘱託とパートさん全部ひっくるめて足し算すると1,640になるかと思うのですが、期末のリサーチですね。行政改革の長期プランの中では1,055人ということだったかと記憶をしておりますが、その一方で部署によっては超過勤務等々が顕在化しているという指摘もあったわけですね。

そこで、端的にお伺いしますが、職員のポストの数をふ

やさなければ、この残業、特にいただいた資料をざっと拝見していても、消防はちょっと別でしょうけれども、あと、自治文化、防災防犯、あと税務、財務、そういった部分で超過勤務が目立つかと思うのですけれども、そういった部分の職員さんの過重負担、課長負担を解消するにはポストをふやすしかないのか。あるいは、今後の見通しとして、ポストの総数については減らす、あるいは現状維持ということを組み込んだ中で張りかえていく方向になるのか、現状でのご所見というのはいかがなっていますか。まず、その点、方向性をお示してください。

企画部長 ただいまのご質疑の部分で、いわゆる職員の定数と、それからポストの数、こういった絡みかと思えます。大きな意味の考え方といたしましては、決してポストをふやしたり、減らしたりという部分を考えるのではなくて、やはり業務の平準化といいますか、どう配分していくか、この辺にあらうかと思えます。考え方の一つといたしましては、やはり今の業務が、先ほども5番の資料で提出をさせていただいている超勤の部分、確かに部署によってばらつきがあるのは現実かと思えます。私ども第1段階といたしましては、その中で、どう課の中で対応を図っていけるのかということで数年来取り組んできています。第2段階としては、いわゆる正職員をふやしましょうというのはなかなかしにくい部分があります。そうしたところで、ある仕事はパートが担っていただく。あるいは、専門の部分は嘱託に担っていただく。これは、先ほどご答弁、担当からそれぞれ申し上げたとおりでございます。こう

いった中で、現状動いてきました。

これから先どうするのかという部分でございりますが、考え方として、今何人の定数にしていきたいというのは、ここで明確にお答えするわけにはいきませんが、実は平成24年度から組織の見直しをしていきたいということで、今内部的に庁内的に取り組んでいる状況です。こうした中で、業務そのものの配置、果たして今の、例えば企画課でしたらば、企画課の仕事がそのままがいいのかどうか。庁内全体のバランスも考えていきたい、こういったところで職員の全体定数というのを、ある意味、見直していきたい。そうした中で、超勤も削減ができればいいなと思っております。それは、やはり業務の、いわゆる官が担う部分、民が担う部分という見直しも必要なのかなと、こんなふう考えております。

以上でございします。

委員長 山本委員、いいですか。

山本委員 はい。

金澤委員 今回の山本委員に関連して、私自身は個人的にはやっぱり残業が多い部署に関しては、人をふやすのではなくて、仕事自体を公序から共助、自助に切りかえて見直しをしていくことによって、仕事そのものをまず減らせないかどうかを検討していただいて、その中で残業なり過重負担が減らないかどうかを考えていくべきなのかなと個人的には思っていますけれども、そのような意味で、ちょっと視点を変えて、今全国的にも検討が進んでいる、例えば経理部門などの部署を一括外部委託ですね。民間に外部委託する

例もありますし、広域でもって経理を行う場合も検討が進んでいるようですけれども、そのような点のご検討はいかがでしょうか。

企画部長 確かに手法としては、ただいまご質疑者がおっしゃったような方法もあろうかと思えます。そうした中で、自治体として、また人間市流のやり方として、どうそぐうのかと。どれがぴったりなのかという部分もあろうかと思えます。ですから、否定をするわけではございませんが、先ほども申し上げましたように官が担う部分と民が担う部分、そういったものをセレクトしていくのは当然必要かと思えます。そうした中で、職員の再配も考えて、職員が1人担う業務量というのは、これはおのずと決まっているものでございますから、若干話はそれますけれども、やはり今メンタルの部分も非常に懸念がされるところです。職員1,035人いるわけですが、それが15万市民の福祉の向上を担うわけですから、やはり心身ともに元気でなければいけないと。こういったところから、全体の職務のバランスというのもやはり考えていきたいなど、こんなふうを考えております。

以上でございます。

金澤委員 ちょっとテーマは変わりますけれども、先ほど私、安道委員が言及した例の防災無線の使い方ですね、8月6日の。私自身も、実は市民の方から言われました。私自身もおかしいなということでお聞きしたところ、ざっくばらんな話、何でやめたかというところ、うるさいと言う人がいたというような話を聞いたわけなのです。それは、はっきり言うと身もふたもないので、いろいろな意見の

方があるというような形でご答弁いただいたと思うのですけれども、これだけにかかわらず、確かに市がやることに対していろいろな意見が、だめだとか、うるさいとかってあると思うのですけれども、そういうような声に、多くの声なき声の市民の声がとめられてしまうようなことは非常に残念だというふうに思うのです。

安道委員からも話があったのですけれども、私からも重ねて、8月6日の原爆投下の慰霊の黙禱については再検討をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

企画部長 これにつきましては、先ほど担当の課長からのご答弁申し上げましたように、現時点では中止はさせていただいて、当面の間は再開をする考え方はございません。これが放送を中止したからということで平和行政が後退すると言われると、これはそうではないと我々は理解しています。いろいろなメニュー、先ほども担当の課長からご説明申し上げましたが、いろいろなメニューで取り組んでいるのが現実でございます。どうぞその辺もご理解をいただければと、こんなふうに思います。

以上です。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

山本委員 あと1項目、お伺いをしたいと思います。

決算報告書47ページ、後段になりますが、市民憲章推進費です。こちらについて1項目だけお伺いします。支出項目の2つ目とし

て、市民憲章文の入ったクリアフォルダーをおつくりになった。
小学校1年生と中学校1年生にご配布になったということで記述
があるわけですが、この部分について、そういう形で財
源をインプットしてクリアフォルダーをつかってアウトプットし
たというところまでは理解をさせていただきました。そこで伺い
ます。配った結果、どういうアウトカムがあったのか。具体的
につかんでおられればお示しをいただきたいと思います。

広報広聴課長 具体的というところがなかなか答弁的には非常に苦しいと
ころでございます。それをやはり見ていただく。特には中学生等
については、そこで感じていただくというものが一番必要である
のかなと。この程度でございます。

山本委員 では、このクリアフォルダー、つくったことがだめだと申し上
げるつもりはなくて、価値判断抜きでお伺いしているのです、その
点ご了解いただきたいのですが、このクリアフォルダーをつくる
ということについて何を期待されておられたのか。何を期待して
おつくりになられたのか、その目標の部分について当初どのよう
であったのか。

広報広聴課長 このクリアフォルダーにつきましては、市民憲章そのもの
がすべて出ております。それと、中学生については、それが外国
語でも出ているような形になっています。大変恐縮なのですが、
子ども、子供たちがそれぞれ学校等の連絡してもらったものを挟んで
持ってきているというのが、実は私の家庭ではそういうようなこ
とも使っておりました。そういうようなところで使っていただけ

るのかなということで、それが長い意味で見ていただくというよ
うな、目に触れるということの必要性というのは必要かなとも思
います。

以上でございます。

山本委員 目に触れるところに持っていただこうというご趣旨だというふ
うに理解をさせていただきました。その部分については十分理解
いたします。ただ、学校現場を通じてお配りになったと思うので
す。とすれば、もう一步踏み込めば、例えば学校の帰りの会なり
何なりの場で何らかの形で活用していただくような手法があっ
てもいいかなというふうにも思うのですが、教育委員会でその辺の
お話はなされましたか。

広報広聴課長 特に配布のみです。今後検討させていただきます。

山本委員 わかりました。結構です。

委員長 ほかに質疑はありますか。

ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目
2広報広聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共
施設整備基金費、目8企画費、目10基地対策費、目21定額給付金
費についての質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項5統計調査費についての質疑を願います。

ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項5統計調査費についての質疑を終結いたします。

次に、款11公債費、款12諸支出金、款13予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書についての質疑を願います。

小島委員 報告書5ページの中で、実質収支について幾点かご質疑させていただきます。1ページの関連について質疑させていただきます。

まず、実質収支の実質単年度収支の3年連続で赤字決算となっておりますが、その影響をどのようにとらえているのか、お答えいただきたいと思います。

財政課長 お答え申し上げます。

ただいまご指摘の実質単年度収支につきましては、3年連続でマイナスということでございます。数字で申し上げるならば、平成20年度が2,948万1,000円、平成19年度が7,788万9,000円ということでございます。

失礼しました。申しわけございません。訂正をお願いいたします。平成21年度がマイナスの1,863万2,000円、平成20年度がマイナスの6億4,481万円でございます。これにつきましては、いわゆる財政調整基金からの取り崩しを当初予算で行っているわけですが、それを年度中に限りなく戻しをすると。最終的には積み立てまで行ければ、この点が解消はされるものと考えてございます。したがって、この連続した年度3カ年につきましては、取り崩し額が最終的には残ってしまったということございまして、この点については、やはり基本的には財調の積み立てというもの

を考えていかなければいけない状況であるというところがございます。まして、平成22年度においては、幸いに普通交付税の交付に起因しまして財調の積み立てということもできまして、現在14億5,000万円程度なっておりますので、平成22年度においては、このマイナスがプラスに転じるということがございます。後年度におきまして、こういった形で、まずは財政調整基金の積み立てというものを早急に20億超、25億円が目標ではございますが、これに向かって努力してまいりたいということを考えてございます。

以上でございます。

小島委員 ありがとうございます。

もう一点につきまして、経常収支比率のことでお尋ねしたいのですが、報告書の5ページに出ております上の部分の収支比率、そして一番下の経常収支比率の図が出ておりますが、総括質疑でも出たと思いますが、その中で昨年度より1.2パーセント、経常収支比率が下がっておりますが、この主立った理由があるなら、お聞かせいただきたいのですが。

財政課長 この経常収支比率にこのマイナス1.2ポイントの要因ということでございますが、この算式の中に公債費が大きく影響を及ぼしているものと考えてございます。公債費につきましては、平成20年度が約39億円、これが平成21年度におきましては約36億円と、大きく減少をしているところでございます。これは残高の減少に伴っての毎年の、いわゆる借金の返済額ということが減少してきた

ということで、これが大きくこの1.2ポイントの改善につながったものと考えているところでございます。

以上でございます。

小島委員 続きまして、公債費、人件費ともに減少傾向ということでございますが、目標が85パーセント未満ですと、当面80パーセント台にするために、そうすると方策としてはどのような方策をお考えか、これから実行できるものか、その辺についてお答えいただきたいと思えます。

財政課長 この経常収支比率につきましては、非常に現状の中では厳しい数値になっているところでございますが、その下降要因としまして、今後考えたところ、公債費につきましては平成27年度まで底に向かっていくというところで、平成27年度は、予測でいきますと30億円を切ったところまで下がっていくということは、これは経常収支を改善する要因であろうと考えてございます。一方、その上昇要因となりますと、扶助費、これはもう毎年、相当額で上がっていくということでございまして、また、当然のことながら市民ニーズによります、例えばこども医療費なども年齢拡大とともに、これは上昇要因、数値の見方からするとそういった要因となるのは事実でございます。

こういった中で、80パーセント台に何とかしていかなければ財政の健全化というところはないわけでございますが、そもそも現状の市税の落ち込みというものがやはり改善をされなければ、内部的な努力だけではなかなかその数字の実現というのは難

しいというところで、抜本的な改革というものはなかなか見出せないわけですが、やはり市として着実にその努力を継続する中で、これらのところを何とか達成を、目標には近づけていくような努力は継続しなければいけないというところで考えてございます。

以上でございます。

小島委員 ありがとうございます。

山本委員 今、小島委員さんからお話があった部分にかかわるのですが、まず実質単年度収支は、今ご答弁あったように3年連続で三角ついているという状態で推移しているわけですが、ワニの口がだんだん閉まってきているという認識には立たせていただくのですね、ご認識として端的にお伺いしますけれども、実質単年度収支、一般的に普通会計の単年度のキャッシュフローの成績を見る指標になるのだというふうに理解をしているのですが、これずっと赤が続いているわけですね。基金取り崩してやっとなんかキャッシュフローが回っているという状況ですね。ゆえに行政改革やっているということであれば、そういうことだと思のですが、今の年度で一たんクリアになると思はるのですが、その部分について今後の見通しを含めて、キャッシュフローの部分についての当局側のご認識をまずお聞かせいただけますか。

財政課長 当然キャッシュフローということになると、市の全体予算の中での、いわゆるお金の流れということになりますと、当然現金なり、預金、基金、こういったものの額がやはりボリュームが出ないとキャッシュフローのメリットというものは出てこないものと

考えてございます。昨年までは10億円程度の財調であったものが、今回14億5,000万円までなってきたということで、やはり当初予算編成としては、その財調の組み入れというものを限りなく少なくしたいということが目標でございまして、そういった取り込み、または年度途中の財調の積み立て、こういったことによって、やはり財調の金額、先ほど申し上げた25億円というものに近づけることが市としてのキャッシュフローとして柔軟性が出てくるのではないかと。こういった会計課で管理しております資金運用という部分でも、その財調の基金の額の実現というものが大きく要因として考えてございますので、その実現に向けて努力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

山本委員 公債費の部分について、今ご答弁で平成27年度がボトムになるということで話があったのですが、これ現状の行政改革長期プランの中では償還額を超えない範囲で起債をするということになりますよね。それで、着実に現在高落としていこうということで、今取り組んでいただいていると理解をしますけれども、現状の発行額で、また今後の動向等、今後の見通しとしてお伺いしますが、その償還額以下の起債という部分について、これは平成27年度のボトムの部分まで政策として維持していけるのかどうか。今後、学校云々かんぬん、いろいろ起債のニーズというのが出てくるかと思うのですけれども、臨時財政対策債もありますけれども、まずその部分についていかがでございませうか。

財政課長 ただいまのご質疑は今後の起債を起す額がどのような推計であるのかということで理解したいと思っておりますが、やはり起債の種類と申し上げますと、臨時財政対策債、今年度上限額が23億円まで上昇してまいりました。これは、交付税にかわるものとして私どもは考えてございますが、これがどうしても起債の額の中に総額に入ってくるということになりますと、どうしてもそのほか、普通建設事業債、これがいわゆる学校耐震改築、こういった部分でも充てなければいけないというところになってくると、必然的に発行額は多額になってくると。一方、先ほど申し上げたように平成27年度に向けて、そこに公債費のほうは下がっていくという関係の中で、非常に目標の維持というものは厳しくなっているのは事実でございます。この臨財債の場合は、市税の減収というのが一番大きな要因でございますので、ここ数年は経済の回復の実現がなければ、なかなかその目標達成には厳しい状況になるかなというところで考えてございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

山本委員 はい。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款11公債費、款12諸支出金、款13予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時40分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

庶務課長 庶務課所管の決算概要についてご説明いたします。

まず、歳入についてですが、歳入決算事項別明細書、22、23ページ中段でございます。款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料、備考欄5行政財産目的外使用料1,943万9,522円のうち庶務課所管分は480万8,195円で、主に本庁舎1階食堂の電気、ガス、水道使用料、自動販売機、現金自動預け払い機等の電気使用料などを受け入れたものでございます。

次に、歳出についてですが、歳出決算事項別明細書84、85ページ下段から86、87ページにかけてでございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、庶務課所管の主なものについてご説明いたします。87ページ、備考欄、大事業、庁舎管理費、中事業、維持管理費1億3,380万4,958円は、本庁舎の維持管理に要した経費で、光熱水費や庁舎電話料等の通信運搬費、業務委託料が主なものでございます。業務委託につきましても、全体的に老朽化が顕著になっている中、庁舎内の警備、清掃、機械設

備関連保守業務など28業務を委託し、施設の運営維持管理に努めました。

次に、中事業、諸工事費2,221万6,509円は、本庁舎正面側エレベーター改修工事や緊急性のあった本庁舎雨水排水改修工事など5工事を実施し、安心して利用できる施設環境の改善を図りました。

次に、中事業、自動扉改修事業229万9,500円は、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の対象事業として、A、B棟西側1階風除室の内側手動扉を自動扉に改修する工事を実施したもので、庁舎のバリアフリー化を図りました。

次に、大事业、文書管理費5,998万4,533円は、文書等の発送に伴う郵便料金、複写機、印刷機等の借上料及びそれに使用する再生紙の購入費用が主なものでございます。また、情報公開の請求件数につきましては、18人、32件で、開示の決定状況は、全部開示14件、部分開示15件、不開示2件、取り下げ1件であり、不開示の理由につきましては該当文書不存在によるものでございます。

次に、大事业、法規事務費555万6,049円は、法規資料の収集、例規の審査更新に要する経費で、例規集追録印刷代、例規データ更新委託料及び例規システム使用料が主なものでございます。なお、各種条例、規則等の制定及び改廃に伴い、例規審査委員会等において132件の審査を行いました。

以上が庶務課所管の決算概要でございます。よろしくご審査賜

りますようお願いいたします。

管財課長 管財課所管の主なものにつきまして、概要を説明させていただきます。

まず、歳入ですが、決算書22から23ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、備考欄5行政財産目的外使用料1,943万9,522円のうち1,463万1,327円が管財課所管分で、主なものとしましては、市民会館及び産業文化センター内の事務室や食堂の使用料及び職員の駐車場料等となります。

次に、58から59ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、備考欄1土地貸付料1,190万1,340円のうち管財課所管分は1,108万2,474円で、土地26件分の貸付料であります。

同じく備考欄2建物貸付料12万137円は、商工会扇町屋支部の事務所1件分の貸付料です。

同じく、58ページから61ページ、目2利子及び配当金、備考欄17土地信託配当金617万円は、土地信託事業、フライツァイト入間の信託利益金から初めて配当金を受け入れたものです。

次に、60から61ページ、項2財産売払収入、目1物品売払収入、備考欄1不用物品売払収入158万5,025円のうち管財課所管分は88万4,465円で、主なものにつきましては市所有の不用となった自動車3台の売払収入でございます。

同じく目2不動産売払収入、備考欄1土地売払収入2,451万4,427円は、旧北中野集会所跡地の売り払い1件と、不用道路等の7件の売払収入であります。

また、平成20年度より公売を行っている旧狭山警察署跡地につきましては、平成21年11月に公売価格を見直し、公売公告を行いました。長引く景気悪化等により昨年と同様に申込者がなく、売り払いをすることができませんでした。また、平成22年度も公売価格を見直し、現在公売公告を行っております。

次に、66ページから69ページ、目1雑入、節4雑入、備考欄4線下補償料収入1,006万2,661円は、東日本旅客鉄道株式会社及び東京電力株式会社の送電線下補償料です。

同じく備考欄の8職員等駐車料収入142万4,000円のうち94万8,000円が管財課所管分で、市が借り上げている土地に通勤用自車を駐車している職員等から徴収した駐車場使用料です。

次に、歳出について説明をさせていただきます。90ページから91ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、大事業、市有財産管理費234万5,775円につきましては、市有地の雑草除去及び高木の剪定などの維持管理及び未利用地などの市有地売り払いのための不動産鑑定料が主なものです。

次に、91ページから93ページ、大事業、契約事務費510万8,081円につきましては、建設工事や業務委託、物品購入の契約に必要な諸経費で、主なものとしては、業者管理、契約管理システムのリース料が213万6,960円、電子入札共同システムに係る経費として161万6,066円、事務用の机、いすの備品購入が92万9,859円と契約事務費の約91.7パーセントを占めております。

同じく大事業、自動車管理費4,084万1,055円につきましては、

庁用自動車集中管理分の燃料費や車検、定期点検等の修繕料、保険料、リース料、自動車購入費などでございます。なお、庁用自動車につきましては、平成20年度に繰り越しをいたしました地域活性化・生活対策臨時交付金活用事業において環境への取り組みのPRから低公害車であるプリウス1台を市長用として購入いたしました。また、平成21年度において老朽化した軽自動車3台の買い換えを行いました。

以上で管財課所管の概要説明を終わります。

情報システム課長 続きまして、情報システム課所管について説明を申し上げます。

まず、歳入決算書60から61ページをごらんください。款17財産収入、項2財産売払収入、目1物品売払収入、備考欄1不用物品売払収入158万5,025円のうち70万560円については、リース満後の無償譲渡となったパソコンについて売り払い処理を行ったものであります。

同じく68から69ページ、款21諸収入、項5雑入、目1雑入、備考欄5水道料金等計算業務受託収入1,006万3,000円は、水道事業会計から電算処理にかかわる機械器具借上料、人件費、需用費について、その使用割合により受託額を積算し、受け入れたものであります。

続きまして、歳出、88から89ページ、備考欄の中段になります。大事業、電子情報管理費2億6,875万2,098円につきましては、コンピュータ機器及び情報システム関連の運営維持管理等に係る経

費で、前年度対比538万9,692円、率にして1.97パーセントの減であります。

主なものは、中事業、電子計算管理費、小事業、電子計算機器等運用管理事業1億7,311万568円で、HOSTコンピュータとその周辺機器、各種サーバやネットワーク関連機器及びパソコンなど端末機器等の借上料であります。このうち、特にパソコンに関して平成20年度からリース方式から買い取り方式に変更したことなどにより前年度より960万6,480円の減額となりました。

同じく小事業、技術者派遣委託事業3,365万2,080円は、システムの運用体制の充実を目的としたHOST系及びパソコン系の常駐SE、データエントリー業務を委託するものであり、特に平成21年度は正職員1名を減員し、パソコンの操作等の問い合わせや障害対応のためのヘルプデスク1名を配置したことなどにより、前年度より447万9,716円の増額となりました。

同じく小事業、ネットワーク通信回線管理事業3,003万9,669円は、本庁と各出先施設とのオンライン専用回線使用料及びインターネット回線利用料等であります。

また、小事業、電子申請共同システム運営事業280万347円は、埼玉県下の市、町で共同して開発し運用をする電子申請共同システムを運営する埼玉県市町村電子申請共同運営協議会に対する開発委託料や運用委託料等の運営費を負担したものであります。

次に、中事業、電子計算機器等整備費、小事業、パソコン整備事業2,168万100円は、131台のパソコンの入れかえを行いました。

以上、概要説明とさせていただきます。

市民税課長 まず最初に、平成21年度の市税全体の歳入につきまして説明をさせていただきたいと思います。決算書の12ページから13ページをお開きください。

12ページ上段、款1市税でございますが、市税全体の調定額は241億3,958万2,203円であり、収入済額、いわゆる決算額は218億3,813万8,578円で、前年度と比較しますと率にして3.2パーセント、金額にして7億1,871万1,640円の減額となりました。

それでは、市民税課が所管している歳入について説明をさせていただきたいと思います。

まず、個人市民税、現年課税分でございます。同じく12ページ上段、項1市民税、目1個人、節1現年課税分でございますが、調定額は92億3,210万2,566円であり、収入済額は89億5,971万587円で、前年度対比2.2パーセント、1億9,899万6,259円の減額となりました。この要因といたしましては、給与所得者の所得の減少による影響が大きかったものと思われまます。これに伴いまして、補正予算（第5号）にて1億4,963万6,000円の減額を行い、また補正予算（第8号）にて収納率を97.1パーセントを見込み、1億498万円の減額をせざるを得なくなったものでございます。

続きまして、法人市民税現年課税分でございます。目2法人、節1現年課税分でございますが、調定額は11億543万4,000円であり、収入済額は10億9,918万3,400円で、前年度対比35.8パーセント、6億1,349万6,650円の大幅な減額となりました。これに伴い

まして、補正予算（第5号）にて4億5,000万円の減額を行い、また補正予算（第8号）にて、さらに6,900万円の減額をせざるを得なくなったものでございます。この要因としまして、平成20年9月のリーマンショックに始まる厳しい金融経済情勢により企業収益が極端に悪化したことが挙げられます。業種別に見ますと製造業の落ち込みが大きくなっております。

続きまして、軽自動車税、現年課税分でございます。12ページ下段、項3軽自動車税、目1軽自動車税、節1現年課税分でありますが、調定額は1億7,333万9,200円であり、収入済額は1億6,898万6,700円で、前年度対比3.8パーセント、624万800円の増額となりました。この要因といたしましては、四輪乗用自家用車の登録台数が増加したことによるものです。

次に、市たばこ税でございます。項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分でございますが、調定額、収入済額ともに7億525万8,040円で、前年度対比4.4パーセント、3,274万5,897円の減額となりました。この要因といたしましては、喫煙環境の変化や健康への配慮による喫煙率の長期的低下傾向によるものと思われれます。

次に、54ページから55ページをお開きください。54ページ中段、款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節2徴税費委託金でございますが、これは県民税に係る埼玉県の徴収委託金であります。調定額、収入済額ともに2億5,709万857円で、前年度対比25.8パーセント、8,948万1,878円の減額となりました。これ

は、平成18年度税制改正に係る経過措置が平成20年度に終了したことによるものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきたいと思います。歳出につきまして主なものの概要を説明させていただきます。

104ページから105ページをお開きください。104ページ上段、款2 総務費、項2 徴税費、目1 税務総務費、大事業、税務管理費6,191万9,516円のうち主なものは、公的年金特別徴収等に伴うシステム改修業務委託費が2,756万2,500円、及び市税全体の統合オンラインシステム関係機器のリース満了による新たな機器の借上料1,743万4,647円でございます。

以上で市民税課所管の歳入歳出についての説明を終了します。よろしく申し上げます。

資産税課長 資産税課所管のものについてご説明申し上げます。

当課の歳出は主に経常経費のため、歳入についてのみご説明させていただきます。

決算書の12から13ページをごらんください。12ページの中段、款1 項2 目1 固定資産税、節1 の現年課税分についてですが、平成21年度は3年に1度の評価替えの年度でございました。現年課税分の固定資産税は、調定額93億2,738万500円に対し、収入済額は91億1,892万8,957円で、前年度対比0.93パーセントの増となりました。内訳としましては、土地については地価が下落傾向の中ではありましたが、市街化調整区域内における大規模開発による地目変更等があった関係から、9月補正で4,000万円の増額をい

たしまして、前年度対比0.38パーセントの増となりました。家屋については、評価替えに伴う既存家屋の評価額の経年減価があったものの、在来分の家屋の評価が評価替えにおいても当初見込みほど下がらなかったことや、大規模商業施設の新築により9月補正で2億9,500万円を増額し、前年度対比0.34パーセントの増となりました。また、償却資産についても、大規模商業施設の所有者及びテナントへの新規課税により、9月補正で5,000万円を増額し、前年度対比4.49パーセントの増となっております。

次に、1段下、款1市税、項2固定資産税、目2国有資産等所在市町村交付金につきまして、国または地方公共団体が所有する固定資産のうち、当該所有者以外の者が使用する場合等において、固定資産税のかわりに所在する市町村に交付されるもので、本市では、関東財務局、北関東防衛局、東京都水道局、埼玉県住宅課及び埼玉県管財課の5カ所より交付いただいております。交付金の平成21年度の収入済額は7,318万8,100円で、前年度対比2.7パーセントの増となりました。増額の理由は、東京都水道局の山口貯水池の償却資産に対する交付金の算定のための法の適用区分が変更になったものによるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページです。14ページの中段、款1市税、項7目1都市計画税、節1の現年課税分につきましては、調定額13億9,167万5,500円に対し、収入済額13億6,057万3,852円で、前年度対比1.02パーセントの減となりました。内訳としましては、土地につきまして9月補正で400万円を増額しております

が、年度比較では、地価の下落に伴い前年度対比0.16パーセントの減、家屋が9月補正で3,500万円を増額しておりますが、評価替えに伴う既存家屋の評価額の経年減価によりまして、前年度対比では2.39パーセントの減となっております。

以上、資産税課所管の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

収税課長 収税課所管について説明のほうさせていただきますが、ただいま市民税課長、それから資産税課長の概要説明と一部重複する部分もございますが、よろしくご了承いただきたいと思います。

初めに、歳入について説明させていただきます。決算書の12ページから13ページをごらんください。款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分は、調定額92億3,210万2,566円に対し収入済額決算額は89億5,971万587円で、収納率は97.1パーセントでした。同じく目2法人、節1現年課税分は、調定額11億543万4,000円に対し、収入済額10億9,918万3,400円で、収納率は99.4パーセントでした。

次に、項2目1固定資産税、現年課税分、調定額93億2,738万500円に対し、収入済額91億1,892万8,957円で、収納率は97.8パーセントでした。

同じく目2国有資産等所在市町村交付金、節1交付金は、調定額7,318万8,100円に対し、収納率は100パーセントでございました。

次に、項3目1軽自動車税、節1現年課税分、調定額1億7,333万

9,200円に対し収入済額1億6,898万6,700円で、収納率は97.5パーセントでした。

また、項4目1市たばこ税、調定額7億525万8,040円及び項5目1鉱産税、調定額4,100円の収納率はそれぞれ100パーセントでした。

続きまして、14ページから15ページをごらんください。項7目1都市計画税、節1現年課税分、調定額13億9,167万5,500円に対し、収入済額13億6,057万3,852円で、収納率は97.8パーセントでした。

以上の結果、平成21年度市税現年課税分全体では97.6パーセントの収納率であり、前年度対比では0.1パーセントの減少となりました。また、滞納繰越分全体では16.5パーセントの収納率であり、前年度対比では2パーセントの増加となりました。この要因としましては、再三の催告に応じない、また納付誓約が一向に守られないといったような納付に対して全く誠意の見られない滞納者に対して、預金、給与、不動産等の差し押さえ653件を初め不動産の公売1件を行った結果と考えております。

また、平成21年度の徴収対策につきましては、前年度と同様に全庁的な取り組みとしては、次長、課長相当職等による市内、市外滞納者の臨宅徴収、それから平日の納付が困難な方、また納税相談が必要な方を対象に休日の納付相談窓口9回を実施し、収納の確保に努めました。

次に、申しわけございませんが、13ページにお戻りください。

上段の市税全体の不納欠損額ですが、2億463万2,539円で、前年度対比9.5パーセントの増加となっています。不納欠損額につきましては、滞納処分の最終処理に当たりまして滞納者の生活実態等十分調査した結果、財産もなく、生活も困窮している状況で、担税力がない者、居所が不明で納税交渉、納税相談が長期にわたり困難な者、また法人等の倒産、解散で残余財産がなくなったことなどにより徴収できる見込みがないことが判明しましたので、地方税法の規定に基づき、市税の徴収権が消滅したものについて不納欠損処分をさせていただいたものでございます。

次に、歳出について説明させていただきます。決算書の104ページから107ページをごらんください。款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費、節23償還金、利子及び割引料2億1,104万9,061円につきましては、過誤納還付金及び還付加算金であります。法人市民税の確定申告による還付金が89パーセントを占めております。また、個人市民税では過去にさかのぼって医療費控除や扶養控除を受けたことによりまして税額更正の還付などが主なものでございます。

以上、収税課所管の概要説明とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

委員長 これより総務部所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳入の款1市税についての質疑を願います。

小島委員 款1市税の項1市民税、目1個人、現年課税分、私たちが勉強会で事前にいただいた資料では、個人市民税の所得割前年度対比

は200万円以下の所得の方が868人ふえているのに、金額は約1,850万円減っております。また、200万円超700万円以下は223人減って、金額も約1億8,880万円減っております。700万円超の方は52人減っているのに約1,000万円ふえているという結果も出ております。この原因について、どのようにとらえているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

市民税課長 ただいまのご質疑の件でございますが、まず課税所得200万円以下ないし200万円から700万円以下という方につきましては、平成20年度と21年度を比較しますと、200万円以下の方は868人増加、200万円から700万円の人は223人減少して、700万円超の人も52人減少しているというわけでございますが、これにつきましては、給与所得者全体がこの市民税に占める割合のうち約84パーセントを占めているという状況にありまして、給与所得の総額が全体的に低下傾向にあるということの中で、課税人数のほうが下位のほうがふえている、上位のほうが減っているという状況でございます。

それと、あと700万円超の所得割額がふえているわけなのですが、これにつきましてはその他の所得ということで、一時所得等がふえたことによる一時的なものと考えております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

小島委員 結構です。

吉澤委員 今、所得別の人数の増減を教えてくださいけれども、給

与所得、営業、農業所得の平均所得の推移は、ここ数年、どうい
うふうに変化しているのか、お聞かせください。

市民税課長 各所得区分ごとの平均所得ということでございますが、平成
21年度、給与所得の方が364万8,984円、営業所得の方が343万
8,996円、農業所得、これが276万4,041円、その他の所得の方が
348万3,583円となっております。ただ、今、各所得を申し上げま
したが、これは所得を複数持っている方がいらっしゃいます。そ
の中の一番大きい所得の区分のところに集計をさせていただいて
おりますので、これが、特に農業所得等はそうなのですけれども、
すべてではないということをご理解いただきたいと思います。

そちらのほうの推移でございますが、平成12年度と比較してで
ございます。約10年前になりますが、平成12年度と比較しますと
給与所得の方は8.5パーセントのマイナス、営業所得は11.2パー
セント増加しております。農業所得が3.1パーセントの減少、そ
してその他の所得が19.3パーセントの減少ということで、一番大
きなウエートを占めます給与所得の方が10年前と比較して8.5パ
ーセント減少していることがうかがえます。

以上です。

吉澤委員 それから、平成21年度から住民税の年金の特別徴収、年金天引
きが始まったかと思うのですが、これは市民の利便性が増
すということだったのですが、実際にはやはり少ない年金の中で
いろいろなやりくりをして、電気なりガスだと二、三カ月でとめ
られてしまうというような方もいて、そういう人にとってみると、

やっぱり優先して支払うべきものがあるって、どうしても、払う気はもちろん、税金払わなければいけないですから、払う気はあるけれども、市民税は後回しにせざるを得ないような状況があるかと思うのですが、この年金天引きなのですからけれども、実際に対象者と、あと影響額というのですか、金額、教えていただけないでしょうか。

市民税課長 ご指摘の年金の天引き、特徴でございますが、昨年、平成21年の10月からスタートしたわけですが、まず対象者が当初の段階で9,706人、調定額が2億5,272万8,300円ございました。年度末になりまして転出されたり、死亡されたりと理由はあるのですけれども、年度末の集計では8,954人、額にいたしまして2億4,550万5,000円という数字になっております。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

ちょっと人数は大分前後上下あるみたいですが、これ年金所得がある方で課税されている方のうち何割ぐらいになるのでしょうか。9,706人か八千九百何人と変動はありますけれども、特徴にならない方。

市民税課長 ちょっと細かい数字はあれなのですけれども、基本的に他の制度、市県民税の特徴、一番最後になっておりますので、他の制度で特徴から外れた方については当初から特徴になっておりません。それ以外の方については、原則100パーセント特徴させていただいているということでございます。

吉澤委員 人数はわからないということなので、わかりましたけれども、
国保税の年金天引きについては一応選択制というか、口座振替との
選択できるようになっているのですが、こちらの市民税につい
ては全く、国の問題でもあるのですが、どういう状況でこれは全
員ということになっているのでしょうか。

市民税課長 申しわけございません。担当の関谷主幹のほうに答弁のほう、
かわってもらいたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

委員長 はい。

市民税課主幹 国民健康保険税、後期高齢者医療保険、これらにつきまし
ては、所得税も住民税も所得控除の対象になりまして、国民健康
保険税が世帯単位の課税でありますので、年金から国民健康保険
税を天引き、特別徴収させていただくと、該当の方の実際に所得
のある方の所得控除ができない、そういう制度の矛盾があるので
選択の制度ができています。市民税の場合にはそういう部分があり
ませんので、選択の制度がない。そういうふうな国の説明になっ
ています。

吉澤委員 国の説明はわかりました。実際には、なかなかその天引きはや
っぱり、生活が大変になるという方もいらっしゃるので、本来な
らこういうものは希望で本人が選択できるほうがいいと思うので
すけれども。

続いて、ふるさと納税の影響で、例えば入間市に寄附、これは
ちょっと別の課になるのかもしれないのですがけれども、その影響
額ですか、入間市に寄附された方、逆に他市に寄附して控除され

たというような影響額というのはわかるでしょうか。

市民税課長 ちょっと申しわけございません。そこの辺の人数及び数字については資料ございません。後ほど届けさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

吉澤委員 わかりました。

次に、済みません。上場株式の配当譲渡益と、いわゆる証券優遇税制の関係で、この間、10パーセントに減税されている状況ですけれども、これの対象者、対象件数というのですか、件数と減税の影響額を教えてくださいたいと思います。

市民税課長 まず、配当割でございますが、人数が308人、金額が143万5,944円ということになっております。

吉澤委員 これは減税額が143万円よろしいのですか。

市民税課長 市民税の控除額でございます。

吉澤委員 わかりました。

それで、法人市民税の関係で前年度対比35.8パーセント減ということで、いただいた資料でも均等割のみというような法人もふえているかと思うのですが、景気悪化の影響だと思うのですけれども、具体的にどういった業種やどういった規模の法人で落ち込みが激しかったのか、特徴的なことがあればお教えてください。

市民税課長 まず、法人市民税の関係の落ち込みが業種的に激しいという業種でございますが、製造業は著しいものがございます。前年度対比で66.9パーセント落ちています。反対に、ふえている業種がございます。ふえている業種が卸小売、飲食業、これが前年に対

して17.4パーセントの増加になっております。これはアウトレットの効果によるものと理解しております。

以上です。

吉澤委員 入間市でも35パーセント減ということなのですから、例えば他市の場合だと、大きい大企業が1社あって、そういうところだともっと影響が大きかったりするのかなと思うのですが、そういう他市の状況と比較して入間市の状況はどうかというのがもし比較できればと思うのですが、どうでしょうか。

市民税課長 余り他市の詳しい状況を把握していないのですが、近隣では狭山市さんのホンダの影響で、法人市民税で10億円以上の減になったということを聞いております。また、法人に関しましては損益の繰り越しができますので、単年度で赤字を出しますと翌年度以降も影響を受けるということがございますので、他市のことでありますが、大変なことだなというふうに感じているところでございます。

吉澤委員 そうすると、比較的に入間市の状況というのは、その全体と比べてどういうふうにとらえているのか。

市民税課長 入間市の状況でございますが、先ほども申し上げましたとおり、入間市の業種のうち製造業が非常な落ち込みをしていると。この製造業につきまして、まず平成20年度は法人市民税のうち61.7パーセントを製造業が占めていました。それが平成21年度は38.2パーセントということで、大幅に減っている。この製造業は車関係の業種が多いということを聞いておりますので、確かに狭

山市さんのように大きな1社による影響ではないのですが、自動車関係等々につきましては、すそ野が広い産業でございますので、影響を受けている企業の数というのは入間市内でも非常に多くなっているのかなというふうに感じております。

以上です。

吉澤委員 続けてよろしいですか。

委員長 ほかに質疑の方いらっしゃいますか。

〔何事か言う人あり〕

吉澤委員 では、続けてまいります。

市民税の減免についてなのですけれども、総括質疑の答弁で、平成21年度適用が14件で27万5,000円で、ほとんどが生活保護受給だったということなのですけれども、生活保護以外にあったでしょうか。

市民税課長 ございません。

吉澤委員 市税条例の第51条の(2)の中で、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、これに準ずると認められる者に適用されるという条項もあるかと思うのですが、これまで生活保護以外で、例えば所得が皆無、著しく減って、こうした市税減免が適用されたということは過去にあったでしょうか。

市民税課長 過去においてもございません。

吉澤委員 これは具体的に、例えばどういった場合に適用されるのでしょうか。

市民税課長 市税条例の減免の扱いということになるわけですが、入間市、

狭山市、所沢市、飯能市、ほぼ同じような記述の仕方をしております。所沢市では、今ご指摘の内容について基準等も設けてあるわけなのですが、確認したところ、生活が苦しくなったために市民税を減免するという形での適用はされていないということで聞いております。ただ、条例上、基準がありますので、なるべく早いうちに、早急なうちに基準等も検討し、できればつくるような形で進めていきたいと思っておりますが、今のところ適用もないし、またそういう要望も来ておりませんので……

〔何事か言う人あり〕

市民税課長 ということで、基準のほうはつくる方向で考えていきたいと思っております。

吉澤委員 基準をつくるという方向で、そういう基準も当然必要だと思うのですけれども、またつくったところで適用されなかった、件数がゼロということでは意味がないと思いますので、まずはやっぱり制度を全く今まで多分市民の方、知らなかったから要望がなかったとも受け取れるのですよね。そういったときに分納などの相談に応じた中で、やっぱりそういう制度を知らせる、ありますよと。場合によっては、やっぱり適用されることもありますというお知らせもしていかなければならないと思うのですけれども、どうでしょうか。

市民税課長 ただ、市民税に関しては前年所得が基本になります。つまり、前年度所得があったから翌年度課税対象になるというわけでございます。また、税の公平性を考えたときに、そこが具体的にどう

いう理由を満たせば免除の対象になるのか、それは税の公平性、また厳しい中でも納税をしていただいている市民の方もいらっしゃいますので、その辺も踏まえながら詳細について検討していきたいというふうに考えています。

吉澤委員 あと、これ今まで火災とかでもなかったということですよ。

そういうのは、例えば国保税とか介護保険だと、火災なりの災害で適用される場合があったかと思うのですけれども、その辺はどういう状況になっているのでしょうか。

市民税課長 市民税に関しましては、そういう災害等につきまして雑損控除の対象になっておりますので、そちらのほうで配慮されているというふうに考えています。

吉澤委員 わかりました。

済みません。続けさせてもらいますけれども、延滞金については、14.6パーセントということで高額な延滞金がつきますけれども、やはり納税する側としては、もちろん払いたくても、いろいろな関係で事情があって支払いがおくれた場合に、この延滞金が余りに高過ぎて、当然納税も難しくなる。さらには、市に相談に、どんどん、どんどん高額な金額になっていくので、行きづらくなる要因にもなっていると思うのです、相談しづらい要因にも。そういう状況で延滞金についての対応というのか、例えば市民の方から相談があったときなんかはどういうふうに説明したり、対応されているのか、お聞かせください。

収税課長 それでは、収税課のほうから答弁のほうさせていただきます。

ども、まず地方税法のほうで延滞金の減免ですとか免除というような規定がございます。この中には、いろいろな状況に応じて、半額減免、全額減免といったようなものがあるのですが、これは税法上、決められているものですから、延滞金の率が高いと言われましても、市のほうでもどうにもならないということで、延滞金につきましては、納期を過ぎまして1カ月以降から、とりあえず最初の1カ月は国の特例基準割合というのがございまして、平成22年度は4.3パーセントで、1カ月を経過した後は14.6パーセントというような延滞金の率になってございます。

当然、例えば議員さんおっしゃいましたように、延滞金が高額になって納税相談に行きづらいというようなお話があらうかと思っておりますけれども、まずは、うちのほうの納税相談としましては、本税を完納してくださいと。本税がなくなれば、その時点で延滞金は発生しないというようなことから、あくまでも延滞金を免除しますよとか、そういう規定ございませんので、とりあえずは滞納になっている本税を納付してくださいというふうなお願いをしているところでございます。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

現場では臨機応変に対応してくれているという意味で受け取ってよろしいでしょうかね。

納税の緩和措置について、これも余り適用が少ない状況もあるかと思うのですが、例えば分納相談をされて、分納で納めていた

だくというような方法での、いわゆる納税者への配慮もしているのはわかるのですが、具体的に、例えば徴収猶予とか、適用すれば、延滞金もつかないですね。そういうことに対しての検討は、具体的にどういうふうに適用されているのでしょうか。

収税課長 ただいまの徴収の猶予の関係でございますが、これは当然税法では納税の猶予というような表現でございます。この中には、徴収の猶予、それから換価の猶予、そのほかに執行停止といったような制度があるのですけれども、当然徴収の猶予につきましては期限が2年間。通常ですと1年なのですけれども、状況に応じまして、最長2年間までの分割納付は認めますよと。その間の延滞金については課しませんというような状況なのですけれども、相談をしていく中で2年間でなかなか納まるような金額でないと。要するに分納誓約をとりましても、ごく少額な金額なものですから、こちらのほうが履行されないこともございます。こういった方につきましては、最終、執行停止というような形に担当のほうでは持っていていっているのです。これにつきましては、当然年度末にその納税交渉されている方の生活実態とか、そういったものを十分調査しまして、生活困窮というような状況から執行停止をかけると。これについては、3年間、そういった生活の実態、改善が見られなければ、その年度ごとの、また納期ごとの不納欠損というような処理をしていかざるを得ないかというふうに考えております。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

実際、その執行停止となった件数とか、この間の推移はどのぐらいになっているのでしょうか。

〔(まとめて質疑していただかないと……)〕

と言う人あり〕

吉澤委員 わかりました。

一問一答がいいのかなと思って、そうしただけです。そうではなくていいということですね。

〔何事か言う人あり〕

委員長 吉澤委員、目的に合わせて絞って質疑をお願いします。

収税課長 それでは、ただいまの執行停止の関係でございますが、平成21年度の滞納処分の執行停止につきましては、各税目ごとにやっております。合計ですと4,037件、金額にして1億8,893万4,508円で、これが平成21年度でございます。平成20年度につきましては、件数的には2,873件、金額的に8,985万9,734円、平成19年度にさかのぼりますと3,271件、1億5,705万9,183円といったような状況で、これは年によりまして当然執行停止をかけて、その後、3年後に不納欠損になるということで、まちまちの状況がありますので、件数のほうは年度ごとに、ある程度一定はしていないというような状況でございます。

吉澤委員 わかりました。

野口委員 では、収納対策で、今いろいろ言われて、本当に人手が要るということはわかったので、単刀直入に聞きます。収納対策に当た

っている職員の数、埼玉県と同じぐらいの人口の市とかと比べて、人口からでもいいです。多いほうですか、少ないほうですか。

収税課長 はっきり申し上げますと、申し上げづらいのですが、県内でも15万からの都市で現在の徴収対策の職員数は少ないかなというように感じております。入間市の場合には、国民健康保険税の徴収が国保のほうでやっていますので、その分だけの人数が少ないと。近隣市ですと、所沢市さん、狭山市さん、飯能市さん、これは国保税のほうも収税課のほうで対応してございますので、それなりの人数は若干多いといったような現状でございます。全国的に見ましても人口的には若干少ないかなという中でも、収税課職員、一生懸命頑張っているというような現状でございます。

野口委員 最後に、仕事の分担としては、面談というか、個人的に面談していろいろ分納とか、いろいろなことを判断するまでのそういう担税力含めて、多分同じ人が同じ人にやっていると思うのです。それが1点質疑と、その後、誠意がないとか、担税力あるのに払っていないと判断した場合、いわゆる法的措置、ここに書いてある、差し押さえ、処分あるのですが、その後はエキスパートの人に移して、その人たちが差し押さえの物件とか探すとかいうふうになっているのですか。1人の人がずっと面談しているのですか。

収税課長 ただいま収税課のほうは、徴収担当職員が各地区を分担しております。そこの現在滞納者が約1,200前後を扱っているわけです。その中で、個々に滞納者と、

相談があれば相談に乗ると。それから、先ほど申しあげました執行停止関係につきましても、個々にその事案を調査しまして、年度末に執行停止をするということで、滞納者との対応は担当1人ということでやらせています。

野口委員　そこで、ゴーサインというか、担税力あるのに払っていないという場合、法的措置に行く場合、人員、あと専門的な知識とか、そういったものについては率直なあれとして、どうですか、今の体制は。

収税課長　当然収税課の職員につきましても、徴税吏員という職を持っていますので、これは国税徴収法に基づきまして、吏員の判断で差し押さえ等できるというようなことになってございますので、当然人数が多ければ、それなりに滞納者の対応はできるのですけれども、現状でもある程度限界はありますけれども、各職員、努力をしております、この飯能県税管内の市町におきましても、入間市の差し押さえの件数は突出しているというようなことで、県税のほうからも、昨日、飯能県税の所長が1人面会に来まして、よくやっているというようなお褒めの言葉もいただいたようなところでございます。

以上です。

野口委員　頑張っているけれども、苦しいということはお聞きしていただいたので、体制的にわかりました。

金澤委員　今の話の関連なのですけれども、二、三年前になると思うのですけれども、税務署OBのエキスパートに来ていただいて、いろ

いろいろな形での指導をいただくというような話だったと思うのですが、その後の経過とか成果についてお示しいただければというふうに思います。

収税課長 確かに議員さん申し上げたとおり、平成18年の1月から国税のOBさん、徴収指導員という形で、要綱もつくりまして、配置のほう、させてもらっております。近年は、当然インターネット公売ですとか、不動産の公売、こういった方に国税の、その方につきましては徴収専門でやっておりましたので、そのノウハウをいただきながら、昨年が1件の不動産公売を実施、また今年度は2件の不動産の公売。これにつきましては、県内の共同公売といったような形で来月11月にこれの入札のほうがあるというようなことから、そういった部分のアドバイスをいただいて、職員のほうもそれらのノウハウを身につけていくといったような状況で、大変効率がいいかなというふうに思っています。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

市民税課長 先ほど後ほど提出をさせていただきたいと申しあげました資料の関係でございます。

ふるさと納税の関係でございますが、申告時期、3月15日までの申告をおおむね数字をとらえているのですが、その後、出てきたものについて把握できていないものがありますので、大まかな数字ということでお願いしたいと思います。平成21年が26件、ふるさと納税、金額が234万3,500円が寄附された金額で、入間市の

それによる影響額が約62万5,000円です。

では、入間市のほうが受けたということの金額でございしますが、申しわけございません。市民税課ではなくて、財政のほうで受けているはずですので、金額等々把握しておりませんが、ほとんど少なかったという話は聞いております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 次に、款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、款16県支出金、款17財産収入、款21諸収入についての質疑を願います。

金澤委員 まず、管財課になりますか、いただいた資料の中の9ページになります。庁用自動車の利用状況の資料をいただきました。ここ数年、廃車をしていただいて、ご苦労いただいているのはわかっているのですが、そこでちょっとお伺いしたいのですけれども、合計利用時間ありますね。各ページ、合計利用時間がありまして、車が年間何時間使えたかという延べ時間があるのですが、この中で100時間を切っているものが数台あります。みどりの課の番号というと、2ページ目の15番のみどりの課のエブリイ、年間で57時間しか使っていないですね。あとは、各公民館が43番以降、43、44、47、50の金子公民館、西武、宮寺、東町公民館の軽自動車が100時間を切っているということで、みどりの課についてはまだちょっと別途話をするとしても、なぜこの公民館の台数が少ないかということ、支所と並立している公民館なのですよね。支所にも、

また別にハイゼットが置かれているのですけれども、これは公民館と支所という意味で、実際縦割り上は部署違うのですけれども、共有化というのは、これは考えられないものでしょうか。

管財課長 今のご質疑なのですが、この車両については通常うちのほうの車両でございまして、特定車両という位置づけの車でございます。個々に、今ご指摘のとおり、各支所、各公民館に1台ずつ配車となっておりますが、やはり双方で使いたいときというものが、一緒にバッティングしてしまったときには、やはりそういったもので不自由さというようなものが出ますし、支所のほう等でも町内に出かけるところというのが、やはりバッティングという形になりますと、徒歩で出かけるとか、そういった形になりますので、私の今の考えで言いますと、やはりそういったものの不自由さというような形で、今現在では車が必要なのかなという考えではおります。

金澤委員 それは確かに重なるときはあるとは思うのです。ただし、年間240日の基準日数のうち、例えば47番の宮寺公民館、名前出して恐縮ですけれども、年間18回しか使っていないのです。では、その宮寺の支所は161回使っているということで、確かに公民館と支所1台ずつあればいいですよ。あればいいのですけれども、年間10日とか20日しか使わないのであれば、これはお話し合いをして、事前に相談をして、共有化というのも決して無理ではないなど、無理は言っていないなという気はするのですが、個人的にどうですか。

管財課長 やはりこういった財政の厳しい状況でもございますし、あと個人の車の公用使用というような形の制度もございますので、そういうバッティングをしたときにそういう制度、登録してあれば、年間の少ない公民館のほうのそういった使用率というものがあるところについては、今後、現場の公民館、支所等に一応協議をさせていただいて、今後できるところからちょっと協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

金澤委員 あと、あわせて、この自動車の任意保険なのですが、かなり今、テレビ、新聞等で、走行距離に応じた保険の減額、かなり安いものが出ているのですけれども、その点についての実際の実態に合わせてのそういうような保険の適用の検討というのは、今どうなっていますでしょうか。

管財課長 今、ご指摘の案件で、個人がやっている保険については、外資系等についても大分参入しておりますので、それと今現在、うちのほうで入っている任意保険につきましては、市のほうの指名参加願というものが出ている業者の中から見積もり合わせというような形で決定しておりますので、そういった会社が参入してくることについては、一応そのときに、やはりそういうことを考えなくてはいけないのかなということとっております。

以上です。

金澤委員 庁用車については、これで最後の質疑にしたいと思うのですが、以前からこの車検の見直しについて、既得権益があるの

ではないかということで再三申し上げているのですけれども、どれぐらい進んでいるのか。その車検の見直し、これについてちょっとお話を伺いたと思います。

管財課長 今ご指摘の件につきましては、市内業者という形の既得権というのですか、やはり自分の売った車というのを大切に整備するのが使命というような形もございますので、今指摘のとおり、昔から言うと偏りというのですか、一つの業者さんが多くの車をというような状況もございます。今現在、新しく、財政状況のほうでなかなか買いかえのほうできませんが、その買いかえのときに、やはり通常で言えば軽自動車を買うについても、見積もり業者のほうの数をたくさん参入できるような形をとりまして、新しい業者の参入を入れて、どんどんそういう市内業者さんのそういった形をできるような形をとるといような方法で今現在ではそういう形であります。

あと、前に議員さんのほうから質疑もございました車検の一括の入札制度はどうかという形のご指摘もございましたが、今現在ではなかなかそういったものも非常に難しいというような、私個人の意見なのですが、そういうところで感じるころでございます。

以上です。

金澤委員 難しい理由を挙げてください。一括車検がなぜできないのか、その理由を教えてください。

管財課長 先ほど言ったように、一括車検というのは、やはり先ほどの既

得権ではございませんが、市内業者一括車検といいますと、今までの市内の、うちのほうで指名参加が出ている業者さん、自動車屋さんの方がやっていたものが、その中で1社の方が全体を賄うというような形になりますので、今現在で難しいというような、そういった市内業者さんのほうの、やってみなくてはわからないというのは正直な話ですが、そういったものから考えますと、市内業者さん、今までどおりやったほうが、私としてはそういった、育成という言葉は合いませんが、各一つの自動車屋さんにも偏るというような意味も含めまして難しいのかなというような見解でございます。

金澤委員 これ以上言いませんけれども、例えば百何十台を1社でとやると、確かにこれは影響が大きくて、零細な整備工場などは負担、影響が大きいなというのはわかるのです。そういう意味では、一括ではなくて、それこそ、例えば数十台置きにとか、軽自動車とか、トラックとかという形で、ある程度分割をしながら競争原理を働かせていくという方向での検討をお願いしたい。これは要望にとどめさせていただきたいと思います。

△ 時間延長

委員長 ここでお諮りいたします。

会議時間もわずかになりましたが、款14から款16、款17及び款21の質疑が終了するまで時間延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、会議時間を延長します。

委員長 ほかに質疑ございますか。

小島委員 款17財産収入、説明書61ページ、報告書の26ページの土地信託配当金について質疑させていただきたいと思います。

この26ページの財産収入のところで、土地信託配当金で、初めてフライツァイト入間からプラス、収益が出たということでございますが、初めてこの617万円を受けましたが、今後の配当見込み等に関してどういうふうな見込みがあるのか、お尋ねしたいと思います。

管財課長 ただいまのご質疑に回答いたします。

この信託事業でございますが、平成16年の事業収支計画によりまして、信託配当金の予想額というのですか、それにつきましては約5億9,000万円というような試算をしております。信託配当金につきましては、当初より10年目から配当金を受け取る約束となっておりましたので、平成20年度の信託事業の利益金の中から平成21年度に617万円を受け取ったものでございます。同様に、平成21年度の信託事業利益金から平成22年度に641万円を受け取っております。

今後につきましては、平成22年度の配当額641万円となっておりますが、その配当額を維持しつつ、やはり借入金の返済のほうを優先し、かつ利益が出れば随時に弁済もしていきたいと考えて

おります。

以上でございます。

小島委員 そのほかに信託について、大変基本的なことでございますが、少々お尋ねしたいことがございます。この信託期限はどのぐらいで、賃料、借入残高、それと年間返済額、返済期間、敷金の預かり金等に関してはどういう数字になっているのか、お尋ねいたします。

管財課長 まず、信託期間のほうでございますが、信託期間につきまして平成10年の9月17日から平成40年の9月16日の30年間となっております。

それと、賃料収入の関係でございますが、賃料収入につきましては、コナミスポーツ&ライフというところから、1カ月1,548万円、これを12カ月で消費税を含めまして1億9,504万8,000円が賃料となっております。また、NTTドコモに携帯電話のアンテナ設置契約というような形で、月に26万5,000円と消費税です。年間にして333万9,000円ということで、合計1億9,838万7,000円が賃料となっております。

それと、借入金の残高の関係なのですが、これは平成22年3月末の借入金の残高でございますが、12億2,940万2,597円であります。これが当初の借り入れというものが24億2,873万4,890円で、年度末で約49.4パーセントを返済したこととなっております。

また、平成21年度の余剰金のほうから随時弁済分として平成22年5月の末に返済を入れますと、残高のほうは11億9,394万

8,028円で、約50.8パーセントを返済したこととなっております。

それと、あと敷金の関係でございますが、敷金につきましては、現在、コナミスポーツ&ライフのほうから当時3億7,152万円を敷金として預かっております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

小島委員 はい。

金澤委員 決算書69ページの雑入のうち、線下補償料収入なのですが、平成21年度は約1,000万強になっていますね。ところが、平成19年度は2,350万円あったわけなのです。平成22年度、予算ベースですけれども、かなり下回って269万円と。毎年のように、かなり激減しているわけなのですが、この理由について何かありますか。

管財課長 線下補償料につきましては、先ほどご説明したとおり東日本旅客鉄道株式会社と東京電力のほうから受け入れをしているものがございますが、契約によって異なっておりまして、契約上、3年に1回まとめていただいているものと隔年いただいているものというのがございますので、そういった関係で年度の線下補償料が大分大きな差が出ているというような形でございます。

以上です。

金澤委員 ということであれば、平成23年度以降は3年目に当たるわけですから、2,000万強の線下補償料が入ってくるというふうな考えでよろしいわけですね。

管財課長 そのとおりでございます。

金澤委員 続けてよろしければ、同じく、その下段に当たる、69ページの5番、水道料金等計算業務受託収入、やっぱりこれも1,000万強になりますが、これ毎年全く同じ数字ではなくて、多少のばらつきがあって、これ1,000万強で推移しているのですが、この水道料金の計算料金等という等というのは、これはほかに何かあるのですか。

情報システム課長 水道料金等ということなのですけれども、実質的には水道料金にかかわる部分でホスト系の機械、うちのほう使っていてあるわけなのですけれども、その部分での案分ということまでやっておりますので。人件費等も担当職員分の、これはパーセンテージ、具体的には、それは正確かどうかわかりませんが、例えば機械の部分で言いますと6パーセント部分ぐらいがシステムとして水道のほうの使用料とかというふうな形で積算をしております。

金澤委員 そうすると、これは計算業務受託なのですけれども、例えば情報システムさんでもかなり人数も、以前に比べれば大分減らしていただいていますよね、これはご努力だと思うのですが。また、コンピュータシステム自体も能力が上がって計算時間も早くなっているということで、さまざまな合理化がなされていると思うのですけれども、この1,000万強の金額が余り変わっていないというのは、それは根拠はどういうふうになっていくのですか。

情報システム課長 これはホストを入れかえたのは平成19年なのですけれ

ども、いわゆるホストの本体価格とか、いろいろなサーバ、全体の価格がその入れかえによって安くなった部分で、金額が変わったのですけれども、結局それが5年ぐらい固定しますので、その部分で金額が大体固定してしまうと。あと、人件費については、担当している職員の異動があったりする関係がありますので、その辺の関係で、担当している職員が何パーセントぐらいの割合でというふうな形で計算しております。

ですから、大きな、いわゆるホストとか機器の部分で、基本的に5年間変わりませんので、大体金額が一定するということでございます。

金澤委員 了解いたしました。

それと、決算書89ページのパソコン整備事業……

委員長 これは歳出です。

金澤委員 済みません。決算書61ページの物品売払収入のうち、先ほどのご説明で不用物品売払収入、この内訳としてパソコンの売り払い分も含まれているよというような話がありました。私もこれ一般質問させていただいた関連でお聞きしたいのですが、当初は、売るのではなくて、不用品として処分するのに予算計上、たしか100万円だったと思うのですけれども、していましたよね。そうすると、合わせて、お金をつけて処分する予定だったものが、実際にはお金をもらうようにして、有料で売れたということで、これはプラス・マイナス、差額としては幾らになりますか。

情報システム課長 当初、確かに予算計上としましてはそういうふうな形

でやってあったわけなのですけれども、県下の他市もリサイクル等利用した処分というふうなことで業者さんのほうがお話に来ましたので、それが市のためになるということでやまして、その効果額としましては、186万9,210円の効果があったということでございます。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) という人あり〕

△ 延会の決定と次会日程の報告

委員長 この際、お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合によりこの程度にとどめ、延会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認め、本日の会議はこれまでにとどめ、延会することに決定いたしました。

次会の日程について報告いたします。

次会は、あす15日午前9時30分から会議を開きます。議事日程といたしましては、本日に引き続き、議案第88号 平成21年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち総務常任委員会所管のものの審査を行います。

△ 延会の宣告（午後 5時11分）

委員長 これでは本日の会議を閉じて延会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 宮 岡 治 郎